DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3073

(2) Folder title/number: (3)
CPH - Kagawa

(3) Date: Mar. 1950 - Feb. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9813	c, t

(5) Item description and comment:
Kagawa

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

公民館の歩み

No. 1

香川縣小豆郡

苗羽村公民館

Nona CPH

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

天皇陛下の御言葉

昭和二十四年十一月三日　河西館長
宮中に參內拜謁の際賜はつた御言葉

社會教育上公民館の仕事は非常に重要であ
りますから今後益々努力して下さい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

表彰狀

香川縣小豆郡
苗羽村公民館

右は施設整い運營よろしきを得て鄉土文化の向上民主國家の建設に貢獻するところ多大であるよつて公民館の範として表彰する

昭和二十四年十一月三日

文部大臣 高瀨莊太郎 印

表彰狀

小豆郡苗羽村公民館

右は全村の熱意に基づきすぐれたる設備を完成し常に村民に親しまれてその文化的教養と社會的訓練を高め地方の振興に貢獻しており本縣公民館運動の範となるものと認めここに教育委員會一周年を記念して表彰する

昭和二十四年十一月三十日

香川縣教育委員會 印

告辭

文部大臣 高瀨莊太郎

ただ今表彰狀を授與いたしましたが、公民館はそれぞれの土地において鄉土色豊かな活動を展開し、生活文化の振興、社會福祉の增進を通じて市町村の民主化に着々と著しい實績をあげておられることは、まことに推賞に値するところであります。

こゝに館長初め關係者諸君の御努力に對し心から感謝いたすものであります。

今や公民館は新日本建設の基盤として國の內外から注目されるに至り其重要性は日と共に高まりつゝあります。

この時に當り、全國公民館に範たるの榮譽を荷われた諸君の使命はまことに重大でありますので更に研讀精進を重ねられて、ますますその實價を發揚され、併せて全國公民館運動の發達に貢獻されることを心から希望いたす次第であります。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

苗羽村公民館の正面 …… 表紙

目　次

天皇陛下の御言葉
表彰狀
はしがき
第一章　苗羽村勢概要 …… 一
一節　面積　戸口
二節　教育　文化
三節　産業
四節　財政　金融
五節　厚生
六節　治安　交通
七節　其の他
第二章　公民館の設立 …… 四
一節　公民館建設運動の概況
二節　建設費の大要
第三章　公民館の運營 …… 七
一節　運營機構並に役員
二節　施設の大要
三節　事業
四節　利用狀況
第四章　まとめ …… 一三
第五章　諸規定 …… 一三
一　苗羽村公民館條例
二　苗羽村公民館運營要項
三　苗羽村公民館運營細則
四　苗羽村公民館使用規定
五　苗羽村公民館圖書規定
六　撞球具使用規定
七　苗羽村公民館處務規定
生活改善 …… 三二
郷土の藝能 …… 三五
昭和十五年以降の記錄
附記 …… 四〇

◎ふろく

苗羽村内の主なる團体、委員會、官公署等
苗羽村内の醬油醸造業者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

はしがき

終戰後の混亂した世相の中から祖國復興への活路を開くべき原動力として、公民館運動が全國的に展開せられるに至つたことは洵に欣ばしいことであります。公民館は社會教育の中樞機關として、また村民文化活動の總合的據点として、理想鄉土建設のため鄉土民自らの手によつて經營せられるものでありまして、鄉土の實態を通じて各自の教養を高め訓練をつみ、政治の民主化、產業の振興、鄉土文化の向上等文化的な水準の高い共同生活体制を整へて、社會福祉の增進に寄與すべきで、公民館こそは民主的な平和國家、文化國家再建の底力を生み出す場所であります。

我が苗羽村に於ては、敗戰直後すでに青壯年層の間に此の運動が推進せられつゝあつたのでありますが、たまたま文部省が全國的に公民館運動を提唱せられまするや、これに相呼應して其の熱意は益々揚り、遂に全村民の自覺と協力によつて、年來の宿望たる公民館新建設の實現を見るに至つたのであります。

爾來公民館運動はいよ〳〵軌道に乘り、その事業は日を逐うて擴充强化せられ、十一月三日、この意義深い文化の日を迎へるに當り、圖らずも、文部省表彰の榮譽を擔い、天皇陛下拜謁の光榮に浴したのであります、陛下より親しく「社會教育上公民館の仕事は非常に重要でありますから今後ます〳〵努力して下さい、」との御言葉を拜し身に餘る感激と歡喜に咽んだのであります。同月三十日更に香川縣教育委員會より表彰の榮を受け、激勵の辭を辱うす、眞に感奮興起せざるを得ないのであります。今日の此のかゞやかしい光榮は縣御當局の御指導はもとより、直接この運動に苦心努力を拂はれました先輩並に役職員を始め、全村民の親和協力の賜物と感謝に堪えないのでありますが、現在なほ發足の途上にある本村公民館運動の成果はむしろ今後の努力に期待すべきでありまして、今更その實務の重大なることを痛感致す次第であります。

以下今日まで歩み來つた經營について述べ、諸賢各位の御叱正御指導と御援助を仰ぎ、公民館本來の使命達成に邁進致したいと存じます。

昭和二十四年十二月公民館にて

館長　河西覺

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第一章　苗羽村勢概要

苗羽村は香川縣小豆島の東南部に位置し、別記の如く、面積狹少、人口五千五百余人、戸數一千二百余戸。主なる生業は醬油釀造業で、村の中心部は商工業的形態を有し、農業（周邊部）漁業（半島部）は兼業的に營まれて居る。

古來本村住民は概ね農業を主とし、傍ら漁業或は海運業を營んでゐたのであるが、耕地尠なく生業が豊かでなかつたので、文化、文政の頃から醬油釀造業を營むものが相踵いで起り、品質の改良、販路の獲得等なみたいていではなかつたが、純朴勤勉な村民性と、氣濕、濕度が醸造に適してゐる上に、海上輸送の便があつたので次第に發達し、また時勢の進運に伴ひ先覺者の努力によつて科學的施設が完備せられたので、現在關西醬油の主産地たるの盛運を見るに至つたのである。

戸口（昭和二四年四月一日調）

面積　〇、四五六方里（七、〇三平方粁）
戸數　一、二三一戸
人口　五、五〇九人（男二六六一　女二八四八）

職業別人口

工業（男七二六、女一六三）
農業（男二八七、女四三一）
運送業（男九三、女一九）
商業（男六〇、女三九）
漁業（男四〇、女〇）
其ノ他…略ス

二、教育文化

小學校　本校一　分教場二　學級數一九　教員數二三　兒童數七六七
中學校　組合中學校一　學級數二四　教員數三一　生徒數一、一九五（內本村三八七）
高等學校　本村ヨリノ進學者　約二五〇
幼稚園　組數五　保姆六　幼兒數一九五

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館　本館一　分館二（豫定）

文化團体　團体數九　團体員數二、三五〇

其ノ他　新聞購讀戸數　七〇%　ラヂオ設置戸數　五二%　電話加設數　一三二　劇場一

三、産業

醬油業

生産高　約二〇萬石

醸造戸數　三二

生産高　約一〇萬貫

佃煮工場　一一

縣立醬油試驗場　一　産業科學研究所　一　小豆島醬油工業協同組合　一

農業

米（一五町五段　三二二石）　麥（七五町四反　一三四八石）　甘藷（三四一町七、七七〇貫）　煙草（一一町歩　六、〇一三貫）　果樹（一一町歩　一〇、一〇〇貫）　雜穀（一三町六段　八三石）　蔬菜（五町七段　二八、〇〇〇貫）　家畜（牛五五　豚一一二　禽一、八二七）

漁業

戸數　四〇　漁獲高　一一、〇〇〇貫

四、財政金融

昭和二四年度　歲入　一五、〇八三、七五六圓

縣稅附加稅（地租）　一一三、二九六圓

〃（家屋）　三八三、三六五〃

〃（事業）　六、四一一、四八八〃

〃（入場）　二八九、〇〇〇〃

〃（其他）　五二五、六七三〃

村獨立稅　二、四〇二、四〇〇〃

地方配付稅　一、八七七、四四〇〃

其ノ他　三、〇八一、〇九四〃

昭和二四年度　歲出　一五、〇八三、七五六圓

議會費　五九、六九一〃

役場費　二、五三三、四七〇〃

警察消防費　二、八九七、八六七〃

土木費　一五八、八九〇〃

教育費　四、七九〇、四九一〃

小學校　六三一、八五〇　中學校　三一九〇、三二五

幼稚園　四七九、四〇六　公民館　三〇七、八一〇

其ノ他　八一、一〇〇

社會及勞働施設費　一、七七九、一六二圓

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

保健衛生費	三四一、五〇〇圓
産業經濟費	二八八、九〇〇〃
地方改良費	四三、五〇〇〃
財産費	一四、九四〇〃
統計調査費	一七、〇〇〇〃
選擧費	一七、〇七〇〃
其ノ他	二、一四一、二七五〃

金融

農業協同組合

預金高 二六、三三五、二六七、九六円（二四年三月末現）

貸付高 一九、八六九、五五四、九七（仝）

扱高 二三六、四四〇、〇三一、二六（自二四、四、一日至二四、一二、三一日）

百十四銀行苗羽出張所

預金高 一七、三四四、七〇九、三九円（二四年三月末現）

貸付高 五四五、〇〇〇、〇〇（仝）

扱高 二一五、四一三、四四一、七四（自二四、四、一日至二四、一二、三一日）

五、厚生

醫療施設

國民健康保險 昭和十二年設置 現在村營

保險料一世帶平均年額 一、六〇〇圓、 全戸加入

昭和二四年度豫算總額 三、七一六、九二五圓（特別會計）

健康保險 加入者 四六五、

隔離病舍 三棟 十二病室

附屬建物 二棟 八室

醫師 二 助産婦 二 看護婦 三

生活保護

該當戸數 三三 保護費一戸平均 月一三二圓

免税保護 一一六 民生委員 一〇

上水道施設 公衆衛生上昭和七年創設

六、治安 交通

自治警察

定員 署長（警部）一 部長 二 巡査 四

計 七人 傭人 三人

消防

自動車ポンプ 一 オート三輪ポンプ 一

ガソリン及手押ポンプ 三 團員 五五人

各地域に私設消防ポンプ設備

交通

村内主要道路ハコンクリート又ハアスプア

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ルトヲ以テ舗裝ス。

自動車 五　自轉車 七三　發動汽船 三

島バス、一時間毎に通過、坂手、土庄間ヲ往復ス、關西汽船、毎日二回高松往復ス、

七、其ノ他

本村は商業取引の關係上、阪神方面との往來繁く、言語、服裝等阪神方面の影響を受けることが多いが、村民は元來質朴勤勉な傳統的素質をもつて居るので華美な都會的風習はあまり見られない村内は五つの部落に別れて居るが、極めて平和で全村一家族の如く愛鄉の熱意に燃えてゐる。最近公民館の利用が著しくなり、成人講座、洋裁講習等各種の講習會、懇談會、討論會等が催され て村民の知性開發と、結婚簡素化等の生活改善運動が強く行はれてゐる。

※

※

第二章　公民館の設立

第一節　公民館建設運動の概況

本村は醬油産業の發達と包容性のある村風によつて、平和なる鄉土を確立していたが、經濟界に比して文化面の低調はまぬかれ難き中に於ても、青年、婦人、壯年に於ては、幾多の文化運動の歷史と活動を持ちつゝも、その據点となるものなく唯小學校の裁縫室によらざるを得なかつたのである。

終戰後、復員した青年は、經濟界、思想界の大きな混迷の中に立つて、自らも物凄い嵐の中にほんろうされつゝも「鄉土の良心だ」との自覺をもつて鄉土再建への純心にして、さゝやかながらも、その第一歩を踏み出したのである。そして先づ民主的青年團の結成を始めとして、種々の運動を展開したが、その本據を求めた。それが青年團

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

舍兼青年學校獨立校舍であつた。

時昭和二十年十二月の事である。當時軍拂下倉庫一棟を譲受け、これの移轉とりこわしが寒空の中に續けられると共に、壯年有志並に青年幹部は連日連夜敷地、設計、資金啓蒙等の計画運動にかゝつたのである。燃え上つたこれらの熱意は村有志村當局の理解を次第に深めて行きその緒につくと思はれたが、そう容易に進めなかつた勿論經濟問題もあるが、それよりも敷地の件でハタと行詰つてしまつた。寸土の余地とてない本村に於ては又無理からぬ事であつた。

A地の最初の豫定地は行詰り、B、Cと想定し計画したが駄目、遂に八幡神社の山腹に本村社會教育の中核をうち立てんとして實地の測量、土台工事の設計までやつたがそれもならず、その間再三再四の設計、計画の變更奔走努力も効を見ずして時日は何の進行も見せず經過して行つた。

その間壯年、村有志の絶えざる努力と協力によつて底深く計画と熱意は持ち續けられつゝも、かくして昭和二十一年は流れ去つたのである。

越えて二十二年六月文部省による公民館運動の提唱に伴ひこれらの運動は再燃してその構想計画を一新して公民館の建設公民運動の展開えと發展したのである。その間村民の理解も一段と高まり遂に昭和二十二年七月村議會協議會に於て建設委員會の設定を見たのである。かくして青壯年の熱意は村議會の深い理解によつて本格的建設に向つたのである。しかし土地問題は依然として解決せず議會に於て建設の議決を見ると共に建設委員の設定を見たのである。

村有志の援助にもかゝはらずD地もならず遂に昭和二十三年六月現在地に決定、翌七月愈々村同八月村内各種團体並村有識者よりなる一行十名の縣外優良公民館の見學、其の他縣内圖書館の見學を行ひつゞいて九月公民館準備運營委員會並館長主事以下の職員の臨時就任を見萬般の研究準備にとりかゝつたのである。

一方壯年を中核として婦人、青年よりなる建築推進委員會を結成し村視覺教育委員會弘報委員會と提携して村民の啓蒙を行ふと共に、公民館運動と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

して生活改善、中でも結婚簡素化をとりあげ世論調査を行ひそれを參照として要項案を作製し公聽會村民大會へと運んだのである。

昭和二十三年十二月遂に地鎭祭の儀をとり行ひ越えて二十四年一月着工本村建築關係者の獻身的努力と各團体の勤勞奉仕作業により着々と進展していつた。又準備運營委員會は正式の委員會に、館長主事以下の職員の選出任命を行ひその準備を進めたのである。

かくして昭和二十四年五月三日待望の公民館は遂に完成したのである。

昭和二十一年十二月
青年團舍並青年學校々舍建設の意嚮壯年間に起る。

昭和二十二年七月
右計画を公民館に變更す。

昭和二十二年七月
村議會、協議會に於て建設委員會結成。

昭和二十三年七月
村議會、協議會に於て公民館建設の決定並建築委員決定す。

昭和二十三年八月
社會教育關係者一行十名愛媛縣余土村公民館の見學。

昭和二十三年九月
公民館準備運營委員並に臨時館長主事副主事を定め運營要項、運營細則方針、其の他諸規定案の作製其の他準備に當る。

昭和二十三年十月
壯年會、青年團、婦人會に於て公民館推進並啓蒙生活改善(結婚)の專門委員會を設け村視覺教育と連絡、專らこれに當る。

昭和二十三年十二月
公民館建設地鎭祭執行。

昭和二十四年一月
主事、副主事、委員香川縣諸公民館並縣立圖書館の參觀研究。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二節　建設費の大要

建設費　九五、九五坪　一二〇萬圓

村内建築家の「我等の家」としての獻身的作業によつて完成したものである。

備品費　品　約二〇萬圓

この備品は村内各同窓生、同年者の「我等の家」としての美しき賜り物よりなるものが多い。

昭和二十四年五月三日の憲法記念日を以て落成式を擧行、當日落成式典と共に、村民大會を開いて公民館の出發を喜ぶと共に、生活改善の決議を行ひ、村内大展覽會並に落成記念第四回藝能研究發表會を開催、村を擧げての公民館日としたのである。

落成は「公民館の出發点でもなければ終点でもない。しかし、必ず通過しなければならない一つの線である」この一線に立つて心からの喜びと將來への責任感と、長き努力の感傷を溫め、共に固く手を握り合つたのである。

第三章　公民館の運營

本館の運營は、公民館條例、公民館運營要項、公民館運營細則、其の他各規定に基き、眞の公民館運營を計り、公民館が各文化團体の「地下水としての存在。」であり、公民館運動のあるところ白鳥蘆花に入る」の實現を期し、村自治の裏付となり、又公民館が社會教育の全村計畫的であり、生活文化の源泉地となり、生活文化にメスを加へるところともなつて、かくして村民の教養の向上民主々義の平和鄕土の建設を目指してゐる。

第一節　運營機構並に役職員

本館の運營機構は當初苗羽村公民館運營要項に基き、議決機關として、運營委員の結成せる運營委員會、事務機關として、館長、主事、副主事、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

書記を置き、事業機關として、教養集會、圖書、弘報、藝能、產業、厚生の七部として、それに役員を置いて實施して來たのであるが、昭和二十四年七月十日、新しく社會教育法が施行された爲、從來の運營要項を改め、社會教育法に則り、運營委員會も運營審議會となし、その機能運營に變革を加へたのであるが、教育委員會が設置されるまでは、從來の運營委員會の性質を活かし、その民主的發展を計つている。

〃苗羽村公民館運營機構〃

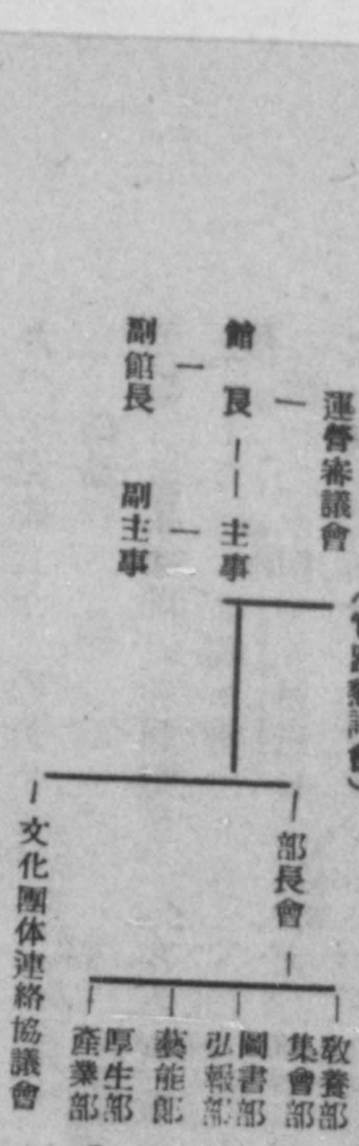

本館では各部會に於て部會案を計畫し、部長會に於て連絡協議した立案を運營審議會に於て決定して實踐に移る。

又運營審議會に於ての協議事項を部長會、部會に於て實踐にうつす。尙公民館運動に挺身して來た水牛の友、數名よりなる實踐懇談會を主事の下にもち推進助言をなし、鞭撻する。

〃苗羽村公民館役職員表〃

館長	河西	覺	苗羽村長
副館長	木下	留吉	苗羽小學校長
主事	久留島武保		內海中學校教諭
副主事	正月	泰夫	苗羽村役場書記
書記	谷岡	稔	公民館專任
仝	峰崎	早苗	仝
委員長	村田	清淳	醬油試驗場長（村民一般）
副委員長	木下	元二	郵便局長（村民一般）
委員	黑島傳次郎		村會議長
仝	莊野	忠	壯年會長
仝	塩田	清子	婦人會長
仝	谷岡	稔	苗羽村青年團長
仝	小汐	理榮	苗羽村青年團副團長
仝	石井	周平	教育會副會長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

委　員　坂下　秀二　消防團長
　　黒島　一一　農協組役員（公安委員）
　　藤井庄太郎　ＰＴＡ會長
　　井上　金衛　苗羽村役場助役
　　長松　源治　村民一般
　　藤井　忠　〃（地域代表を含む）
　　大西專太郎　〃
　　森　金次郎　村會議員
　　黒島　正夫　村民一般
　　上藤シゲル　〃
　　小汐　逸子　〃
　　橋本スミエ　〃
〃事業部職員〃
　　成人　壯年　婦人　青年　女青年
敎養部集會部　○中松治作　◉森　長久　福井百々榮　笹谷昭二　細川　美代
圖書部弘報部　◉信崎　淳　福井昌一　○村田　郁　橋本寅勝　黒島ハエ子
藝能部　◎黒島　剛　片岡寅藏　○河西みつえ　濱岡孝史　鎌田千鶴代
厚生部産業部　山本義雄　◎鹽田　潔　黒島　榮　坂井重義　○川北公子
（◎部長　○副部長）

一、委員並に各役員は各々要項規定により委囑任命したものである。即ち審議會委員は學識經驗者に於て九名中四名は地域性を考へ地域ごとに候補者を推薦させて村長これについて審議會の意見をきゝ依囑し、五名は全住民より年令性別を慮りて村長候補者を選出し、又文化團体に於てもそれ〴〵より候補者を出さしめ同樣にして選出依囑したものである。その運營に當りては全機構を充分活動せしむる樣あらゆる努力を拂つている。從來何れの優良團体に於ても一人乃至數人の努力家出ずれば榮え、その人去れば地に落つといふ徹をくり返してはならぬ。しかし乍らこれは中々難しいことであつて民主的實踐訓練の習熟を待たねばならぬ、しかしてそれ以前に於ては所謂公民館ボッコの一グループを必要とし、それの後繼者を次々と養成する事が現在の運營の一つの要項である手段であとる考へる。隨つて本館に於ても主事のもとに推進懇談會をもつているのは後者の意味であり、審議會委員を各部に編成したのは前者の意味である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、學識經驗者に於ては地域性並に性別を充分に考慮に入れてある

第二節　施設の大要

常人の行ふ公民館運動の展開に當りては絶對に施設が必要である。施設なき社會教育は非常に狹い限界になる。かゝる觀点より我々は先づ施設の充實を計り、万人によつて長く社會教育の振興が計れるように考へたのである。

〃建設に當りては左の條件を考へた〃

第一、其の位置が重要なる要素である。本村に於ては土地の狹量に加つて、この点最も苦心した点である。村民各位が最も便利で通りすがりにでも集會の出來るところであり、常に村民の視野の中に入るところであること。

第二、公民館は最も文化的であり、明るい民主的雰圍氣の漂ふところでなくてはならぬ。

第三、便利な設備をもち、清潔でなければならぬ

二、各室内容

一、平面圖並建築物面積

苗羽村公民館平面圖

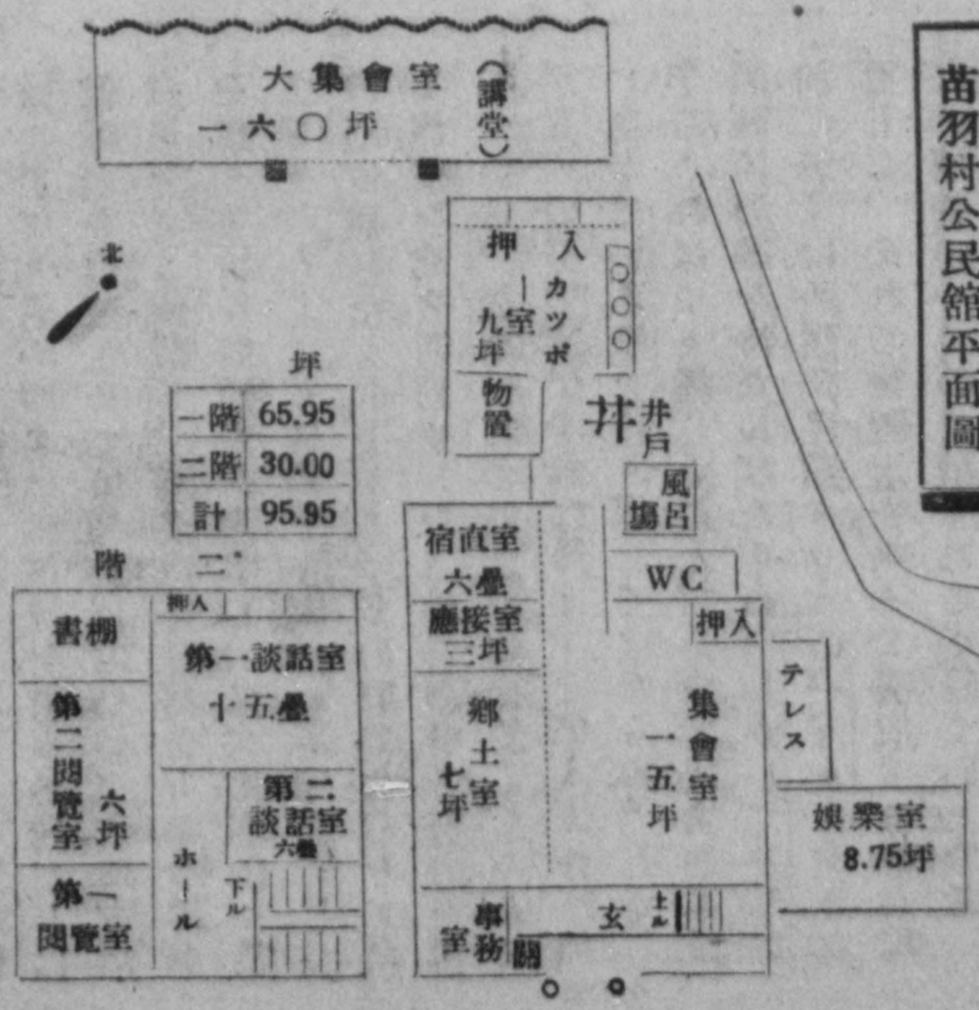

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

集會室(洋)　定期的な講座等其の他小集會に利用する
鄉土室(〃)　鄉土並社會の縮圖であり、村自治各文化團体運營の連絡所である
娛樂室(〃)　村民の娛樂、村民の交友の場
應接室(〃)　指導者の控の場である
宿直室(和)　宿直管理の場
第一談話室(〃)　公民館の上の間であり、結婚式場であり、談話の室である
第二談話室(〃)　小人數の談話の場であり、お茶室でもある
書庫(洋)　藏書室並に圖書係控室
第一閱覽室(〃)　圖書閱覽並圖書に關する告知室
第二閱覽室(和)　閱覽並讀書に關する批判の場
炊事場(洋)　小學校の給食室と兼用して、料理の研究の場
大集會室(〃)　小學校講堂、村公會堂、公民館大集會室とする
事務室(〃)　公民館の事務、青年、婦人、壯年の事務室を兼用

三、設備品

品目	數量	品目	數量	品目	數量
灰皿	五〇	講話台	一	撞球用具	一
茶瓶	五	塗板	一	座布團	四〇
花瓶	一	掲示板	一	寢具	一〇人分
ペン皿	一	行事板	一	炊事用具	一式
德利名入	五	書額	三	上敷	六
盃	一	書軸	二	應接用テーブル	一
湯呑	一	應接用セット	一	應接用椅子	四
額表裝	二	事務机	二	靴箱	一
新聞掛	一	事務用椅子	二	屑入れ	二
雜誌台	一	鏡	一	掃除具入れ	一
閱覽用机	一一	帽子及服掛	一		
椅子	三八	寒暖計	一		
長椅子	五	火鉢大	一		
圖書目錄カード入箱	一	火鉢小	四		
テーブル大	三	屋外掲示板	二		
長机	三	洋書入額	二		
書棚	二	日本書入額	二		
陳列棚	三〇	時計	三		
長盆	三	水盤			
丸盆彫入	一	書架	六		
菓子鉢	一	ラジオ	二		
幻灯器	五	ピンポン台	一		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

將來考慮しているもの、
映寫機　一　結婚式用汁器一切
娯樂具(麻雀その他)一式　其の他　風呂場

◉圖書(藏書　雜誌　新聞)

總記	七七冊	新聞	朝日新聞
精神科學	六五〃		毎日新聞
歷史科學	一〇〇〃		四國新聞
社會科學	五三〃	雜誌	婦人畫報
自然科學	三〇〃		文藝春秋
工藝學	五〃		ひまわり
産業	二三〃		アサヒグラフ
美術	二五〃		サンデー毎日
語學	二〃		アサヒスポーツ
文學	一六二〃		
アメリカ文庫	一一〃		

以上の設備品に就ては左の様に考慮を拂つている。

本村に於ては同窓生、同年者の親密融和がよく行はれ、社會教育の重要なる面をなしている。
公民館は村民と心の琴線に於て我々の家の意をくめることが必要である。かゝる觀点より、これらの會の寄贈を仰いだのである。中學校卒業者より六十有余歳の方々が共によろこんで、それ〳〵のこれら費用の捻出に一新を期したのである。
備品は整へて行つた。そこに愛着があり、親しみが生れ、同窓同年の融和の強化を計り、其の上に

第三節　事業

公民館事業が常に村社會教育の源であり、村自治と表裏一体として村内各文化團体を統合するものでなくて、地下水的存在として計畫されてゐる本年度は當初の事でもあるので、教養集會、圖書弘報、藝能、厚生産業の七部を四部にまとめて活動の單純化を計つた。
運營審議會、各部會、各團体連絡協議會に於て各部事業計畫を立てると共に、本年度基本行事計劃を立て出發した。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

月別行事計劃は各組織に於て立案し、運營審議會に計り、實施に移つている。

臨時的行事、又大きな行事に於いては、其の都度專門委員を設置することもある。

〃集會敎養部〃

各種の講座集會に當り、各文化團体の獨自の活動を助長すると共に、村内各集會の綜合的計劃を行ふ。本年度は二つを合したが來年度よりは別にする計劃である。特に各グループ活動、並に基本的講座に重点を置いている。

尙集會に於ては會場に於ける民主的訓練に考慮を計つている。

〃圖書、弘報部〃

圖書部は本村公民館の中核としての地位を與へ、その健實なる發展の基本を確立せんとしている。將來の圖書館法の公布などもあることゝて將來の圖書經營の困難性をも考慮し、書庫閱覽室、第一第二を設け、大日本圖書分類法により、縣立圖書館に準じて正確なる出發を計つた。そして圖書部に專任職員を置いてこの事務に當らしめると共に讀書會並に圖書に關する指導啓蒙に當らしめている。この仕事は他の部に比して地味であり、その運營も遲々たるところあれども正しく長く運營される様にしてある。

弘報部に於ては村内弘報委員會と密接な一体化をもち、特に月刊新聞「のうま」を委員會並に弘報部に於いて編成し、村内弘報の眞價を發揮せんとしている。

〃藝能部〃

長い歷史と實蹟をもつ眞に鄕土の演藝として存在している青年演藝會が藝能研究會として特に新劇を中心としてすでに發表會第四回を終り、眞劍な研究を進めているが、これを中核として、鄕土演藝としての盆踊り、音樂の異常なる發展と鑑賞を擁している本村に於いてこれらを統合、計劃、發展を計ると共に、映畵の研究と鑑賞力を養ふこと に努めている。村視覺敎育委員會をこの部の一翼としてナトコ映寫機、幻灯、紙芝居などによる視覺敎育の發達に當つている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

〃厚生、産業部〃

厚生部に於いては村民体育大會を中核として村民青年の体育振興に當ると共に、保健衛生に留意している。

産業部に於いては特に本村は醬油の産地として天下にその名を知られ、村内に縣立醬油試驗場もあり、これと提携し、又農業の改良普及に當つている。

◉苗羽村公民舘事業計劃（案）

部別	種別	項目	摘要
教養	一、成人講座	1、壯年學級 2、婦人〃 3、PTA〃	○縣より指示 ○自發的のもの
	二、文化講座	1、思想、哲學講座 2、書道、繪画同好會 3、文學、俳句〃 4、生花、茶〃 5、洋裁研究會 6、音樂〃	○學生一般
部	三、生活講座	1、生活改善〃 2、割烹	○衣食住の科學化 ○冠婚葬祭の簡素化
	四、學生講座	1、補充教育 2、自由研究	○年中行事の改善 ○社交の合理化 ○受講生（大學高等中學）冬夏休の利用
	五、ラジオの會		
集會部	一、政治社會懇談會	1、國際問題 2、國政、縣政 3、時事問題	○各新聞社其の他有識者 ○國會縣會議員、 ○弘報啓蒙協力
	二、自治懇談會	1、村自治 2、自治体警察 3、農業協同組合	
	三、教育懇談會	1、學校教育 2、社會〃 3、家庭〃	
	四、各種講演會 五、各種討論會 六、各種協議會 七、各種連絡會 八、其の他	教育、經濟、宗教、科學、藝術、文學、政治思想、時事、生活等	
圖書部	一、備付圖書	1、一般圖書 2、雜誌 十種程度 3、新聞 五種〃 4、画報 朝日、毎日グラフ等	○貸出、讀書會、論讀會 ○發表、紹介、討論會
	二、縣圖書館圖書 三、村内借受圖書 四、鄕土資料	1、苗羽村史 村勢一般 2、統計一般 1、其の他諸記錄	
弘報	一、弘報委員會 二、公民館月報 三、村内各種啓蒙	1、集會 2、資料蒐集 3、掲示及配布	○掲示板（大）一 （小）六

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

部			
四、掲示並びに宣傳			
藝能部	一、視覺教育委員會 二、演劇大會 三、音樂會 四、淨瑠璃の會 五、舞踊の會 六、盆踊 七、社交ダンス研究會 八、演劇〃	1、映画 2、幻燈 3、紙芝居 4、其の他 1、青年 2、村民 1、聲樂、器樂 2、レコードコンサート 3、素人コンクール 1、映画 2、演劇	○縣社會教育課（視覺教育係） ○郡教育課（視覺教育委員會） ○フイルム、ライブラリー ○興行物（特に優秀なもののみ）
厚生部	体育 一、村内体育會 二、〃競技會 三、ハイキング 四、臨海林間教育 五、見學旅行 保健衛生 一、健康相談 二、乳幼兒檢診 三、衛生指導	1、村民秋季運動會 1、野球 2、卓球 3、排球 4、相撲 5、其の他 1、水泳 2、登山 1、結核 2、性病 3、傳染病 1、優良兒 2、乳製品配給 1、個人衛生 2、環境〃 3、公衆〃	○部落別 ○年層別 ○學年別 等 ○保健所。村内醫師 ○衛生の啓蒙宣傳教育、映畫、講話、展示、掲示、統計
産業部	一、食糧增産指導講習會 二、各種産業講習會 三、其の他	1、主食 2、疎菜 3、果樹 4、家畜類 1、各種展示 2、統計 3、圖標 其の他	○農協 ○畠作試驗場 ○各種産業關係會社研究所團体 ○〃 ○〃

◉毎月定例行事

三日　公民舘運營審議會
　　各團体連絡會
一五日　各種討議會
二五日　各部會
二八日　各部連絡協議會

月曜日　休舘日
火〃〃　文化會（詩、藝能、他）
水〃〃　茶の會
火、土〃〃　婦人講座
金〃〃　俳句會
土〃〃　習字教室
　　音樂教室

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◉昭和二十四年度基本行事計劃案

苗羽村公民館

月	行事	事業案
四月	二九、天皇誕生日	公民館準備啓蒙期間
五月	一、メーデー 三、憲法記念日 五、子供の日	落成記念行事（村内リクリエーション大會）
六月	三、夏至	
七月	七、辨天祭	成人講座 臨海教育 地域年層体育會（野球卓球）
八月	一五、盆	納涼大會（盆踊、相撲、音樂） 學生講座　成人講座
九月	一、二百十日 二三、秋分の日	成人講座

月	行事	事業案
十月	一三、大ならし 一五、氏神祭典	村民体育大會（厚生部） 秋まつり太鼓奉納　古三言 生活講座（衣食住家庭文化）
十一月	三、文化の日 二三、勤勞感謝の日	展覽會（書畵、花、衣、食、住） 音樂會
十二月	二三、冬至 二五、クリスマス 三一、大みそか	藝能研究會（發表會） 學生講座
一月	一、元旦 一五、成人の日	娯樂大會（圍碁、將棋、麻雀、撞球、他）
二月	四、節分	政治並文化講座 生活技術消費生產社交趣味
三月	三、ひなまつり 二一、春分日	仝右

All

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◉苗羽村公民館行事實施概要（自昭和二十四年五月〃十一月）

	事業	主催部	摘要
五月	書繪畫、生花展	公民館	苗羽村公民館落成記念事業
〃	村民大會	〃	〃
〃	村民演藝大會	〃	〃
〃	演劇大會	〃	〃
〃	婦人講座	婦人會	「婦人と心理」
〃	歸人講座	個人	MYK洋裁スクール
〃	洋裁展	〃	〃
〃	時局講演會	〃	〃
〃		〃	〃
〃		〃	〃
〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

行事利用統計表

利用狀況調査 昭和二十四年五月…十二月

（公民館）

月別＼内容	落成式記念行事	懇談會	運營審議會	各種座談會	講演會	一般講座	婦人〃	學生〃	討論會	婦人洋裁講座	部會	「のうまし」編輯委員會	ラジオの集	生活改善委員會	盆行事	演劇研究會	ドラマ〃	映画會	運動會	音樂會	婚禮	水曜會	金曜句會	詩の會	習字教室	レコードコンサート
5月	二	四	一	二	一		一				一															
6月					一						四						四				一	二	四	一	一	
7月		一	一			三	一		一	三				一		ボンオドリ 音頭力 三	一三					二	五	一	五	一
8月			一	二		四		六	一	二	二								二				四	一	五	四
9月		一	一	三		二				一	三					一四						二	四	二	二	
10月			一	一		四				九	二		一					一			一	二	四	二	三	
11月			一	三		一			一		三	二	一			三				一	一	二	四	二	四	
12月			一			二				六		一		一								二	四	二		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| （學校） | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第五節　經費

本館の經費は社會教育の殿堂として位置する爲、村費を主体とし、使用料、事業費寄附金等をあてゝいるが尚教育會（教育後援團体）の分與金も含ているのである。

苗羽村公民館費豫算書　（村費のみ）

款項目	豫算額	各自明細 節	金額	備考
公民館費	307,810			
1會議費	5,000	食糧費	5,000	會議食糧費
2旅費	18,486	旅費	18,486	普通旅費
3諸手當	53,200	職員手當	53,200	兼任職員手當
4需要費	153,124	消耗品費	9,000	文具費
		燃料費	5,000	館用燃料費
		印刷製本費	21,885	印刷費
		光熱水費	6,000	電氣及水道使用料
		通信運搬費	1,000	電信 電話料
		修繕費	11,994	器具修繕費
		備品費	94,580	館用器具費
		施設費	3,665	
5指導奬勵費	72,000	諸手當	10,000	講師手當
		報償費	4,000	賞賜金
		借家又損料	6,000	映寫機借上料
		食糧費	8,000	
		施設費	50,000	圖書購入費其の他

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四章 まとめ

志を立てゝ四年にして公民館が出來た。その間の種々の苦慮や、計画はこの紙面ではとても言ひ盡くせないが、一字一句に我々のいろ〳〵な思索と努力はにじんでいるのだ。

社會教育は一擧に出來るものでもなく、あせつてもいかぬ、滑り出しは出來ても何時迄も同じ様に動くものとも考へていない、今後我々の將來には幾多の困難があるのである。

全く根くらべだ。最も地味の事である。緣の下の力もちとしての獻身的努力と、尙これが趣味的にまでなる努力と根が必要であるのだ。

この館報は次々と編輯される豫定である。そこに我々の汗と努力の後を人知れず我々の子孫に殘して行くと共に、鄕土民主化の進展の跡を殘したいのである。

第五章 諸◉規◉定◉

第一條 苗羽村公民館條例

苗羽村に公民館を設置する。

第二條 本館は苗羽村公民館と稱し、苗羽村大字苗羽甲一、三六三番地の一に置く。

第三條 必要に應じて分館を置くことができる。

第四條 本館に左の職員を置く。

館長 一名 副館長 一名 主事 一名

副主事 一名 書記 若干名

本館に公民館運營審議會を置く。

審議會委員の定數は二十名以内とし、その任期は二ヶ年とする。

公民館運營審議會委員がその職務を行うために必要な費用はこれを辨償する。

本館の經費は村費、補助金、寄附金其の他の收入をもつて之にあてる。

本條例の實施に必要な細則は別に之を定める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二 苗羽村公民館運營要項

第一條　本館は苗羽村公民館といひ村民各自が豊かな教養を身につけ民主々義の實踐を訓練しつゝ苗羽村の自治 産業 生活の振興を計る文化の殿堂である。

第二條　本館は最も民主的にして魅力があり村の實情に應じた運營と施設をもちそれが綜合的 計畫的でなければならぬ。

第三條　本館に左の役員を置く

委員　二十名　館長　一　副館長　一
主事　一　副主事　一

委員には村内學校長及學識經驗者並に村内各種團体より選ばれたる者について村長之を依囑し任期は二ヶ年とする。

館長 副館長 主事 副主事 は公民館運營審議會の意見をきゝ村長之を任命し任期は二ヶ年とする。

附 則

第七條　之の條例は昭和二十四年七月一日より施行する。

第四條　館長は本館の管理並に運營に當り所屬職員を監督する。副館長は館長を補佐し館長不在の時は代行する。主事は館長の指示を受け直接管理運營の事務に當る。副主事は主事を補佐し代行する。委員は館長の諮問に應じ公民館に於ける各種の事業の企画實施につき調査審議するものとする。

第五條　本館に講師並びに囑託を置くことがあるいづれも村内の有能者の中より館長之を委囑する。

第六條　本館に部制をしき各部に部長副部長部員を置き活潑なる運營を担當する。

第七條　本館の經費は村費寄附金及び補助金をもつて之に當てる。

第八條　本館は各部落に分館を置くことができる

第九條　本館使用に當りては使用料を徴收することが出來る。

第十條　本館の運營細則は別に之を定める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三　苗羽村公民館運營細則

（運營方針）

一、公民館運動は村内のあらゆる場所、あらゆる時と方法於て實施されるものであつて公民館に於て行はれるものがその總てゞはない、但し公民館はその中核体でなければならぬ。

二、公民館の經營が各文化團体を統合するものではない勿論その團体の本部となることはのぞましいが夫々獨自の領域と方法をもつものである。

三、公民館運營がこれら文化團体の推進であり相互の連絡機關であり、よりよき旋幹援助機關であるが行事により統合する場合もある。

四、公民館は本村民の家である從つて村民のすべてが自分の家として愛情と親しみをもつて相集いそして村民相互の親睦交友を深めつゝ民主的實踐を習性にまで訓練しなければならぬ

五、本館に於ては總ての者が最も自由であり平等でなければならぬ。

六、公民館運動は中央地方の接觸交流するところである

七、本館は中央地方の接觸交流するところであるはならない勿論その團体の本部となることはのぞましいが夫々獨自の領域と方法をもつものである。

八、本館に於ては勿論男女貴賤貧富の差があつてからは進んで各方面の講師を招いて意見を聞き又地方の實情を中央に通じるべきである。

九、館長主事の下に左の雇員を置く

書記主事を補佐し連絡圖書雜務の從事管理員家屋備品の保管、

十、本館の審議會は左によつて構成する。

學校長	一	村會議員	二
壯年會	一	消防團	一
農業協同組合	一	男子青年團	一
苗羽村役場	一	教育會	一
		計	二〇名
		PTA	一
		婦人會	一
		女子青年團	一
		村內一般	八

十一、審議會は委員の互選により委員長一、副委員長一、を選出する。

十二、審議會は館長之を招集し左の事項を審議調

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

査する、
1、運營に關する一切の規約並に各種事業の計畫實施。
2、役員の選出。
3、經費、豫算、決算、監査。

十三、各部に左の役員を置く。
部長一、副部長一、部員若干名部長、副部長は各部々員の互選とする。

十四、本館の事業を左の部に分ける。
1、敎養部　村民の文化敎養の向上を圖る爲各種講座を開く。
2、集會部　あらゆる集會を計畫しその指導斡旋につとめる(討論會、講習會實習會、展示會等)
3、圖書部　圖書による敎養向上を圖る。
4、産業部　産業の發展を圖る。
5、弘報部　各種の情報指導を圖ると共に各種の團体機關の連絡を計る
6、藝能部　視覺による健全な藝能の發達村民のリクレエーション等に關する集會。
7、厚生部　體育の奬勵、保健衞生の普及を圖る。

十五、事業計畫は別に定める。

十六、本館に左の施設を置く。
集會室、應接室、鄕土室、娯樂室、事務室、宿直室、手洗室、書庫、第一閲覽室、第二閲覽室、第一談話室、第二談話室、割烹室、倉庫、風呂場。

十七、本館に左の備品を置く。
圖書、ラヂオ、蓄音機、ピアノ、映寫機、幻燈機、運動具(野球、卓球其の他)娯樂具、撞球台其の他、事務用具、生花茶道具、板書具塗板其の他。

十八、左の項目は別に定める。
1、公民館使用規定。2、公民館讀書規定。
3、公民館事業計畫書。4、公民館備品細目及員數簿。5、公民館豫算書。6、公民館備付帳簿。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第一條　本館は苗羽村公民館管理運營要項の目的達成に必要な會合その他村民の諸會合に使用することが出來る、又館長が適當と認めた時は前項以外の諸會合にも使用することが出來る、使用に當りては相當額の使用料を徴收することが出來る。

第二條　本館は本村民又は特に館長の許可した者が入館出來るが、幼少で他に迷惑を及ぼす者傳染病の疑ひある者、又は精神異狀者、其の他館内の秩序を亂す者は入館を拒むことが出來る。

第三條　各種團體の名目で本館を使用するときは使用前二日迄に別表(一)の樣式による備付帳簿に所要事項を記入して館長に届出なければならない。

第四條　讀書、娯樂、其の他自由集會により本館を使用しようとするときは別紙(二)樣式により本館の備品を使用しようとするときは別表(三)樣式による備付帳簿に所要事項を記入して館長の許可を受けなければならない

第五條　本館の備品でこれを館外へ持出して使用することが出來る。

第六條　本館の開館時間は左の通とする、但し適宜伸縮することが出來る。

毎日正午より午後十時まで、但しサンマータイム時は午後十一時までとす。

第七條　本館の休館日は左の通とする、但し館長に於て必要と認めた時は臨時休館することができる。

毎週月曜日、及び祝祭日のある時はその翌日。

第八條　本館は館長に於て左の各号に該當するものと認めたときは使用を許可しない。

1、公益を害する虞のある時。
2、營利的で弊害ありと認めた時
3、特定の政黨の利害に關する事業を行ひ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

又公私の選擧に關し特定の候補者を支持すると考えられる場合。

4、特定の宗教を支持し又特定の教派、宗派若しくは教團を支持すると考えられる場合。

5、建物又は附屬物を毀損する虞がある時

6、其の他不適當と認めた時。

第十條　本館を使用中建物又は附屬建物を毀損若しくは紛失した時は其の實費を辨償させることが出來る。

第十一條　本館を集合に使用するときは左に相當する額を徴收する。

集會室、並第一談話室、其の他他町村の場合は其の倍額とする。燃料使用の節は實費を徴收する。

第十二條　本館を使用するものは左記事項を心得なければならない。

1、民主的であるために各自が責任と義務を自覺して特に時間勵行すること。

2、自由平等であるために靜肅を旨として他に迷惑を及さないよう館内の秩序を維持すること。

3、自分の家庭であるから湯茶は自由に使用して使用後器具等は所定の場所へ返へすこと。

4、自分の家として使用の前後には必ず清潔整頓をすること。

5、火災の豫防に留意して火鉢、灰皿は火氣の始末を完全にし、使用後は必ず所定の箇所に集めて置くこと。

6、團體で集合する責任者は備品使用員數の受渡を確實にすること。

第十三條　本規定施行に當り必要な細則は館長に於て別に之を定める。

附　則

第十四條　本規定は昭和廿四年五月三日より施行する

苗羽村公民館圖書規定

第一條　本館に圖書室を設置して村民の教養に資

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二條　圖書の閲覽は休館日を除き（后一時より后九時）日曜及祝祭日午前九時より午后五時までとする。

第三條　閲覽希望者は所定の手續により圖書係を經て借受及返納を行うことゝする。

第四條　圖書の館外貸出は當分の間行わない。

第五條　圖書は總て第一閲覽室及第二閲覽室に於て閲覽することゝし特定の許可あるときはこのかぎりでない。

第六條　閲覽室に於いては閲覽注意を嚴守し之れに反する場合は閲覽を禁止することがある

第七條　圖書の取扱に際して紛失又は汚損したときは相當額を賠償せしめる。

注　意

一、圖書室に於ては靜肅にし他に迷惑を及ぼす行動をなさないこと。

二、圖書は鄭重に取扱い汚損しないこと。

三、圖書に關する希望事項は隨時圖書係まで申出ること。

大撞球台使用規定

一、苗羽村公民館娯樂室に撞球台及び附屬物を備えつける。

二、此撞球具は、健全な室內娯樂として村民の總てが使用することが出來る。

三、此の撞球具の使用時間を左の通りとする。

公民館開館日　晝間午後一時より午後五時まで
夜間午後六時より午後十時まで

四、此の撞球具を使用しようとする者は豫め所定の備付帳簿に各自氏名を記入しなければならない。

五、此の撞球具の使用に當つては左の各號に該當ずる者は禁止する。

1、學生（高等學校、中學校、小學校以下の者）
2、破損する虞のある者（例へば飲酒泥酔者等を云ふ）
3、他に迷惑を及ぼす者
4、他の會合に差支があると認められる時は總ての者。

六、此の撞球具の使用に當ては、左の事項に心掛

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

けなければならない。

1、村民總ての公共娯樂具であるからお互に破損、紛失等のないよう愛護すること。

2、使用の時間は特に嚴守すること。

3、使用者は平等に使用すること。

七、此の擬球具の使用者には晝間夜間と區分して備品などの消耗料として一人當金十圓程度を申受け特定のものにあつては實費を請求する

八、此の規定は昭和二十四年九月三日より實行する。

苗羽村公民館處務規定

第一章 事務處理

第一條 本館の事務は苗羽村公民館管理運營要項に基いて處理する。

第二章 服務

第二條 本館の執務時間は左の通りとし、事務の繁劇の場合に於ては規定の時間を問はず執務しなければならない。

執務時間 正午より午后十時まで

休日 一般官廳休日の翌日

第三條 職員出勤した時は出勤簿(別表一様式)に捺印しなければならない。(別表省略)

病其の他事故により缺勤する時は其の旨書面又は口頭で屆出なければならない。但し有給休暇其の他休暇に關しては一般官廳の例によるものとする。

疾病七日以上に渉る時は醫師の診斷書を添付屆出なければならない。

第四條 出張を要する用務に關しては豫め出張命令簿(別表二様式)に記入の上館長の許可を受けて置かねばならない。

第五條 出張の命をうけたもの歸省した時は事務の要項を記述し、又は口頭を以て館長に復命しなければならない。

第六條 職員退職の時は書類物品等を整理し所定の箇所に藏置しなければならない。

第七條 本館又は附近に火災其の他非常災害あり

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

たる時は職員は速かに口頭し館長の指揮を受け防火、警戒に從事しなければならない但し火急の時に臨機の處置をしなければならない。

第三章 文書取扱

第八條 到着した文書、電報等はすべて村役場に於て接受し取扱いについては村役場の處務規定により處理するものとする。

第九條 諸官署に發する文書は館長名を以て行い其の處務上一時の照會、應答等の輕易な事件及官公署名を以て受けた文書に對しては館名又は係名を用いることができる。

第十條 發送する書類で郵便に附するものは村役場に於て規定により發送手續をするものとする。

第四章 書類の編算保存

第十一條 文書は法律命令に規定せられたもの、外村役場の規定に準じ將來參考例証となる重要なものと永久保存として餘は五ケ年保存としなければならない。

第五章 管理上の心得

第十二條 本館の管理に就いては特に左の事項に關して留意しなければならない。

1、館内外の清潔整頓
2、備品の手入保存
3、諸般の警戒監視
4、圖書の整理貸出の事務
5、集會の準備
6、公民館日誌の記載(別表三樣式)別表省略
7、其の他必要な事項

第六章 附 則

第十三條 本規定の施行に當つて必要な細則は館長に於て別に之を定める。

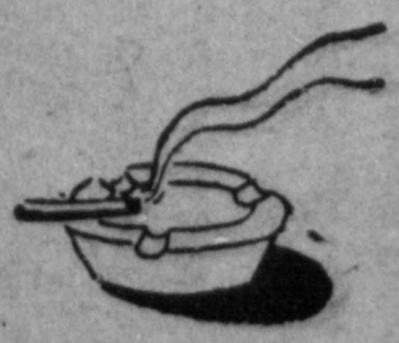

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第七章　其の他

一、生活改善（結婚の部）

昭和二十三年八月婦人、壯年、青年の文化團体を中心とした公民館運動に於いて、今日我國の復興再建への道として、又人としての正しき生活のあり方として吾々の消費生活は如何にあるべきか？の論が起り、先づ初めにとり上げられたのが結婚を精神的に高め、物的に簡素化するといふことでありました。

そこでそれらに於いては委員をあげて、研究を進めると共に、それ〴〵團体の全体的な意見を聽取して、討議によつて一つの案をもつたのでありますが、最も基底となるべき全村民の意見を聽取する爲、十一月弘報委員會を通じて六〇〇枚の世論調査票を各層、各地域別に配布し、調査を致しました。その統計の結果と青年、壯年、婦人の案を上揚して一つの成果を得たのであります。

そこでこれを、弘報委員會を通じると共に公民館運營委員會、村議會にはかり苗羽村生活改善要項結婚の部として本年二月全戸に配布したのであります。

その後この案が小豆郡町村長會、婦人會、香川縣婦人協議會の參考事項となつているものであります。引續き五月三日公民館落成式を期とし村民大會を開催して決議事項とし今後の實行を誓つたのであります。併し乍らこの種の實行は多大の困難性があるので、其の後公民館運動の一環として生活改善推進協議會を持ち、この實行の運動に當つているのであります。

生活改善について

苗羽村公民館

一、趣旨　私達の幸福な生活を求めるためには、日常生活の反省が必要である。その必要な一つである。冠婚、葬祭について眞劍に檢討をその第一として無駄な入費をはぶき虛禮を排加へ改善を計らなければならない。

し最も精神的であつて經濟的である實質的のものにしなければならない、そして平素の生活に於て精神的物質的な過重を排除して豊か

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

な明るい生活を建設しなければならない。

二、方　針

1、この運動はすべて深く個人に關したものであると共に強く社會性をもつたものであるから、私達は直ちに自分の一身一家の地位財産により判斷することなく常に社會の關係に於て考へねばならぬ。

2、これが一部の強制であつてはならない常に正しき輿論をつくることに努めその結果でなければならない。

3、この實踐はどこまでも從來の因習にとらはれることなく各自の深い認識と良識によるものであることを忘れてはならない

三、實踐要項　A結婚改善

1、趣旨　憲法第二十四條「婚姻は兩性の合意のみに基いて成立し夫婦が同等の權利を有することを基本として相互の協力により維持されねばならぬ」の精神に基き結婚が物と物との取引でなく人格と人格の結合によつて成立した夫婦が互に敬愛と協力によつて家庭の分裂愛情の危機を排除して明るい正しい家庭を建設するものである。

2、具体的事項(輿論調査の結果)

1、結婚全般

今日早急に改善しなければならない。

2、結婚前の交際

交際するのがよい(正しい明るい交際をもつて本人並に家族と理解し合ひ共に將來の建設について語る)

3、結納金　全廢するのがよい(のしと末廣程度)

4、仲介者に對する謝禮

全廢又は精神的な程度にした方がよい。

5、結婚式の方法

普通人は宗教的の隨意でよい。

6、披露宴について

「御馳走」五品以內に酒一合程度でよい。

「人　數」双方數人宛の極く少數にする。

7、服裝及道具

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

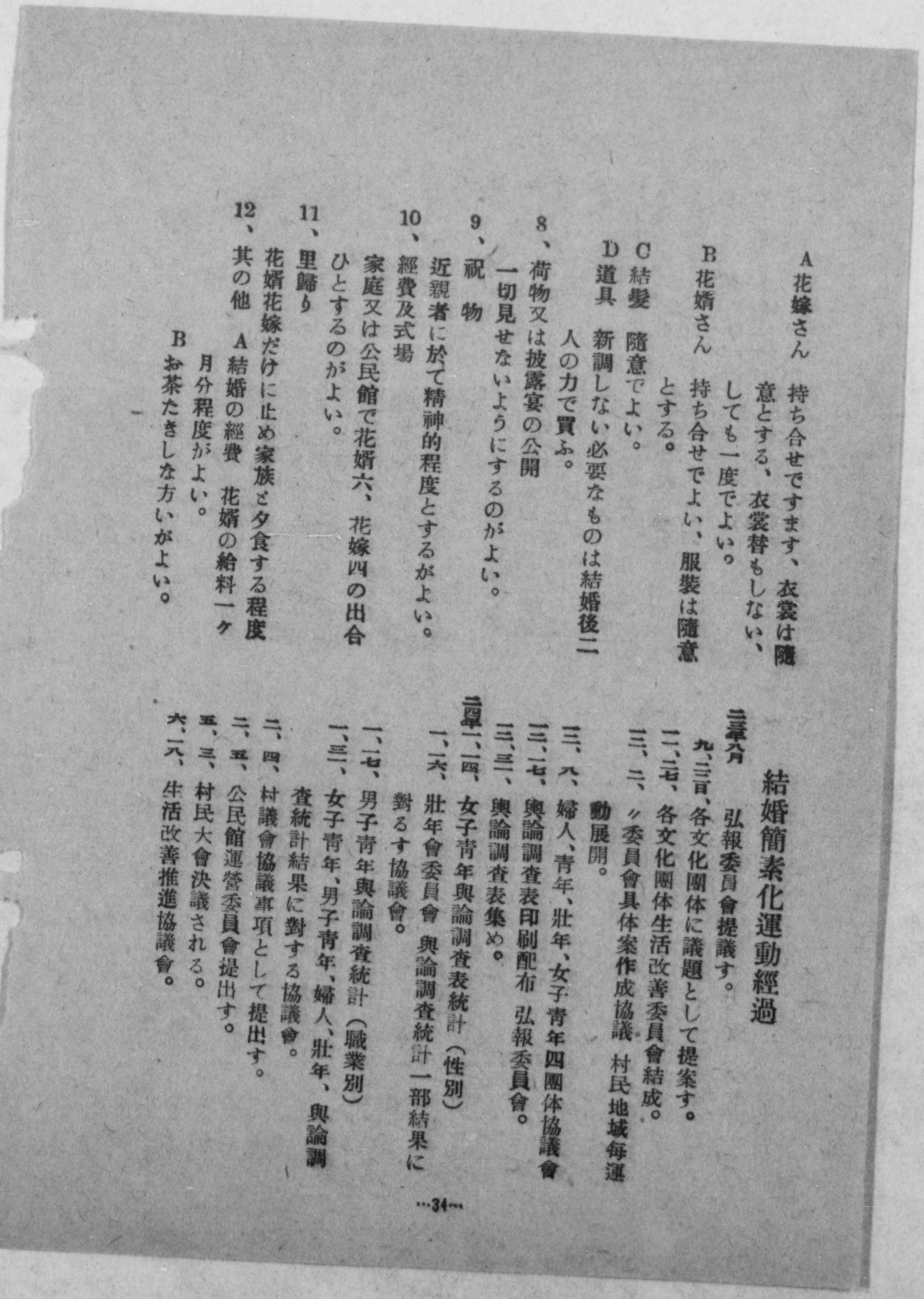

A 花嫁さん　持ち合せですます、衣裳は隨意とする、衣裳替もしない、しても一度でよい。

B 花婿さん　持ち合せでよい、服裝は隨意とする。

C 結髪　隨意でよい。

D 道具　新調しない必要なものは結婚後二人の力で買ふ。

8、荷物又は披露宴の公開
一切見せないようにするのがよい。

9、祝　物
近親者に於て精神的程度とするがよい。

10、經費及式場
家庭又は公民館で花婿六、花嫁四の出合ひとするのがよい。

11、里歸り
花婿花嫁だけに止め家族と夕食する程度

12、其の他　A 結婚の經費　花婿の給料一ヶ月分程度がよい。
B お茶たきしな方いがよい。

結婚簡素化運動經過

二三年八月　弘報委員會提議す。

九、二三日、各文化團体に議題として提案す。

一一、二七、各文化團体生活改善委員會結成。

一二、二、〃委員會具体案作成協議　村民地域毎運動展開。

一二、八、婦人、青年、壯年、女子青年四團体協議會

一二、一七、輿論調査表印刷配布　弘報委員會。

一二、三一、輿論調査表集め。

二四年一、一四、女子青年與論調査表統計（性別）

一、一六、壯年會委員會　與論調査統計一部結果に對るす協議會。

一、一七、男子青年與論調査統計（職業別）

一、三一、女子青年、男子青年、婦人、壯年、與論調査統計結果に對する協議會。

二、四、村議會協議事項として提出す。

二、五、公民館運營委員會提出す。

五、三、村民大會決議される。

六、一八、生活改善推進協議會。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

鄉土の藝能

溫順な氣候、明媚な風光、こまやかな人情こうした環境にあつて生れ出た藝能、この鄉土の藝能を理解し体得して、その長所を保存し猶研究と實踐を重ねて、正しい発展に資することを目的として、公民館運動の発足と同時に藝能部が生れた。この館報の発行にあたり過去を省み、又現在のあり方を発表し、藝能部の責を果したいと思う。

鄉土の古い藝能については確實な記錄がなく、聞き傳へた古老も今では少なくて、當時を知ることは非常に困難なことである、現在まで殘り傳へられてゐるものは、わずか盆踊があるのみである、盆踊が古い時代の慰安娯樂の中心であつたことを思へば、當時の藝能はこれを知ることによつてその一端が察知される。古い盆踊が傳えられている ことは吾々にとつては何よりの珠玉である、この

盆踊の元唄に

〃盆が來たら又麥に米まぜて
それにさゝげをふりまぜて〃

と言ふ歌詩がある、水田が少なく盆が來ても正月が來てもこの歌詩の様な生活が最上ものであつたこの地方の當時がつくづく偲ばれる、よくこの歌を讀んでいると、〃盆が來たら又〃この又という言葉に、しみ〴〵とした希望が述べられてゐる。

踊の手法も現在三つ程殘つてゐる「揚巻」「扇の手」「飛び六法」がそれである、嚠も、三味線、太鼓、笛鐘、が傳えられてゐる、みやびやかで、純朴な、調子にのり明月の夏の夜を踊るこの盆踊は新しい時代の脚光を浴びて增々盛んになつてゆく、この盆踊の對照となつてゐた男性的な踊に〃やつしつし〃と云うのがある昔大名行列がゆう〳〵と東海道五十三次を下つて行つた、その時の供の踊でもあるらしく、面白可笑い歌にのつた單調な踊である、しかしこの踊は工夫改良が施されず、次第にその影が薄らいでゆくのは殘念である、棒、薙刀等その踊を知つてゐる人が完全に居なくなつた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

次に藝能の中心と見られる演劇については、歌舞伎が盛んであつた事が云われてゐる、星ケ城衰史佐々木信胤を戯作した劇がこの地方に殘つてゐるこの歌舞伎と並行して淨瑠璃が盛んであつたこともうなづかれる、演劇と別れて素淨瑠璃が獨自な立場で発達し、當時の青年達の大きな魅力であつたらしい、近來でも素人淨瑠璃に、すぐれた足跡を殘した人が相當の數にのぼつてゐる、現在でも青、壯、老年の多數の會員があり活潑な動きをしてゐる。

明治の末期、大正の初めにかけては壯士芝居が行れてゐた、これも器用な地方の人々は立派にやつてのけてゐたらしい。ついで新派が演劇界の主流になるにつれ、この地方も新派全盛時代となり、涙をしぼる熱烈な場面や惡玉善玉が入り亂れて、手に汗を握る場面がくりひろげられた、この新派は今も部分的に殘され老人達には喜ばれる演劇である、一寸變つた存在として衞生芝居と云うのがあつた、これは演技は新派であるが、いちじるしく地方化し〝臺詞〟はほとんど村の方言で行はれた、劇そのものは演技者によつて作られ、演出者もなく万事が國立式であつたらしい、しかし觀衆にはすぐ理解ができ尙總てが簡單であるため、大變人氣があり喜ばれてゐた。

衞生芝居と云はれる如く、その全部が衞生の宣傳を主眼としてゐた、現在でも衞生芝居と云へば、輕いふう刺と明るい笑をこめた幾多の場面を思いだす人が相當ゐると思ふ、昭和に入つてからは時々古い人達によつて歌舞伎が演ぜられてゐたに過ぎない、これは映画に追いつめられた結果である昭和八年内海地方の五ヶ町村が連合で演藝大會をもつた、當時自分達の手に何一つ藝能を持ち合せなかつた、青年團では困却の果その活路を歌舞伎に見いだした、わずか十日間ほどの練習で上えんした、その結果は散々たるものであつた。

差迫つての上であつたが自分達が演つた演劇について青年達は批判を初めた、歌舞伎によつて得たものは空々しい外觀のみであつた、彼等は歌舞伎は觀賞すべきもので素人の演ずべきものでないことを結論にもつた、しかし演劇の重要性は青年の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

間に強く浮び上つてきた、眞面目に研究され初めた、新派を觀たものは新派風を主張し、五郎劇を知つたものはこの調子を推した。

昭和十年八月青年團によつて敬老會が計畫されその種目に演劇を取り上げられた、その時に取り上げられたものは五郎劇風なものであつた、結果は別として青年達が初めて自立劇團をもつたのであるこの公演を境として過去の振付と稱するもの、その他地方演劇の古い一切のものと完全に一線を畫することができた、まづ〳〵とも總てのことが青年達の手で行れた、この日青年達は感激の極にあつた、今日苗羽村に演劇ありとすればこの日の青年達の努力の賜である。昭和十一年十二年十三年とも前記の方針に添つて年二回づつ公演を行つてきた。演技の向上のみに目を奪われてゐた初期には夢中であつたが、三回四回と回を重ねる毎に何かしら言い知れぬ不滿が增してきた。

昭和十五年にはまつたく行きつまつてしまつた、

「一」自分達の演劇に對する不滿「二」原稿難

「三」演技の停滯等が主なるものであつた、「一」に就いては演技者が喜劇に對して熱意を失つたこと、いつまでも觀衆に媚ることが馬鹿らしくなつたこと、「二」については原稿に對する批判力が生れ從來のものが使用出來なくなつたこと、「三」は從來の行き方では新派、喜劇等の演技を學ぶより方法がなく、前進を求めながら一歩々々後退しつゝあるのに氣がついたこと、この内どの一つでもと思つたが遂に解決はできなかつた。

暗い前途に見いだしたものはたつた一つ新劇があつた、しかし、この當時には新劇は殆んど中央で上演され、小豆島ではその影すらうかがふことが出來なかつた、おぼつかない刊行物によつて研究された、その年の秋の公演には新劇調子のものが二本取り上げられ上演された、だが完全な新劇などはとうてい望めず實に變なものだつた、しかし原作は自分達で作られ公演も出劇部の手によつて企畫され實行された、公演の結果も案外よく部員達は前途に希望を見いだした、これが今日の苗羽演劇の第一歩である。

戰爭中も絶へず年二回の公演は定期的に行れた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

この間にも困難は絶へずつきまとつた、新劇を觀る機會が益々少なくなつたこと、演技者に女性が求められないこと、舊來の舞臺セットが用をなさないこと、どれを見ても一つ間違へば新劇の使命が失われる程の重大なものだつた、演劇も中央の新劇に上演される脚本はとうてい青年達では歯がたゝなかつた、彼等は自分達の手で絶へず脚本を書いた、どの公演にも小さな工夫がほどこされた終戰昭和二十年は混亂の年であつた、九月に入つて外地や內地にゐた演劇部の人々も序々に復員してきた、同志は相寄つた、何一つ慰安のない暗い村に光を作るべく話し合つた、十二月の上旬戰後初めての劇が村の劇場、辨天座で公演された。四十名の男女青年が參加した、軍の倉庫となつてゐた劇場もその人達によつて立派に再開された、公演も成功した慰安に餓えた村民は拍手をもつて迎へてくれた、しかし青年達は戰後三ヶ月目に早くも自分達の手で演劇が上演されたことに感激しその自立劇團の力を認識した。

二十一年、二十二年、二十三年、全國に自立劇團が

もの凄い勢で生れた、二十五年の今日眞に眞面目な自立劇團が幾ら殘つてゐるだろうか。

吾々は長い今日までに何を得たか吾々には未だ解らない、たつた一つ吾々が知つたことは、自立劇團はその土地に根を下し枝をつけ葉を茂らした樹木でなくてはならないことだけだつた、仰ぎ見る村人の生活の希望でなくてはならない、この樹木はその土地より十分の肥料をとらねばならない、脚本もこの大地より生れよう、演技者もしつかり大地に根を張ろう、演技者も、舞臺裝置者も、照明係も實を結ばねばならない、そして若々しい文化の華をこの土地に咲かすことだ。

演劇にたづさはる者は眞面目でなくてはならない そして眞劍が生命である飽迄も演劇人でなく各々の職場の人である、この事を忘れては自立劇團にたずさわる事は危險である。

公民館が落成し青年劇が公民館藝能部として發展した機會に、その基礎が益々固くなつた事は何より喜ばしい事である、花の樣な夢よりもたつた一つの實を求めて默々と進む部員には一層の努力を求める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

〃昭和拾五年以降の記錄〃

時はずれの鶯	二場	光と影
「だるま」と「たぬき」	一場	朝
黄河をゆく	一場	拾五年	緑の斜線
			袋からでた玉葱
母の唄	一場		小さなアルバム
明暗商道	三場	拾六年	柿
風車	一場		或る夫婦
光を作る家	一場	拾七年	寒椿
			許嫁
戀愛天氣圖	一幕二場		霜の路
橋守	一場	廿年	星のふる夜
續「だるま」と「たぬき」	一場		九月
花言葉	寸劇		女中あい史
銀笛	寸劇	廿一年	長女
桃の咲く家	三場		青い底
復員船	二場		朽葉
仁王門	一場		寒椿
たけとんぼ	一場		（日青協全國大會に於けるリクリエーション）
紅だすき	一場		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

附記

「百里の道を行かんとするものは九十里を以て其の半ばとする」と言う、わが村の公民館は百里の道を今一歩ふみだしたに過ぎない、その歩みはおそく行手は遠い、かえりみてこれと云う記錄もなくその功罪を論ずることもできない。

最近某町村では一人の殺人犯罪があつた爲に百万圓の捜査費を要したといわれる。

公民館運動が村内に親和明朗の雰圍氣を醸成し、樂しい平和な鄕土が建設され、村に一人の徒食者なく村に一人の困窮者なく、村に一人の犯罪者なきに至るならば、この上もない幸と云わなければならない。

「館長愚言」

公民館の歩み No.1

非賣品

昭和二十五年一月廿五日 印刷
昭和二十五年一月三十日 発行

編集兼發行者 香川縣小豆郡苗羽村 苗羽村公民館圖書部 代表者 河西覺

印刷者 香川縣小豆郡苗羽村 島印刷株式會社 代表者 盧田晋治

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

※ 苗羽村内の主なる團体。委員會。官公署等

苗羽村自治振興會　會長、會則ナシ
〃　議會　議長　黒島傳次郎　副議長　森金次郎
公安委員會　委員長　鹽田忠男
選擧管理委員會　委員長　銀冶傳吉
弘報委員會　委員長　村
社會教育委員會　委員長　村
民生及兒童委員會　常務委員　木下元二
國保運營審議會　委員長　村
農業調整委員會　委員長　村
農地委員會　委員長　飯間憲一
〃　青年團　團長　谷岡稔
〃　壯年會　會長　莊野忠
〃　婦人會　會長　擔田清子
〃　消防團　團長　坂下秀二
〃　教育會　會長　黒島岩吉
〃　PTA　會長　小、藤井庄太郎　幼、木下元二
〃　警察署　署長　森本一雄
〃　郵便局　局長　小沙正實
百十四銀行內海支店　苗羽出張所　主任　谷岡昇
苗羽村農業協同組合　理事長　黒島岩吉
內海漁業協同組合　理事長　森金次郎
小豆島醬油工業協同組合　理事長　擔田忠男
〃　商工會議所　會頭　佐伯與之吉
〃　産業科學研究所　所長　村田清淳
香川縣立醬油試驗場　場長　村田清淳

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

苗羽村内の醤油醸造業者

（いろは順）

石井朝太郎
石井亀次
岡田政俊
岡本瀧三郎　金兩醤油株式會社長
岡崎英一
中原義次　富士馬醤油株式會社長
上藤公平
黒島岩吉
黒島彌三郎　船山醤油株式會社長
山本勘資　不二綱醤油株式會社長照下彦造

山本松治
山口時藏
藤井竹藏
藤井庄太郎
藤井松吉
藤井庄一
藤井喜一
福井寅雄
福井伊太郎
照下長太郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

島一醬油株式會社長　照下源藏
丸金醬油株式會社長　佐伯與之吉
左海醬油工業株式會社長　左海廣象
丸鐵醬油株式會社長　佐伯謙二郎
島國油工業協同組合長　坂下秀二
坂下正平
坂下強
木下藤雄
ヤマサン醬油株式會社長　塩田忠男
塩田寅吉
共榮醬油株式會社長　樋元幸太郎

苗羽村醬油業者の

試味會

本部　清水會舘（研究所横）

電話（安田）265番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

苗羽村内の御旅館

旅館 ちぎを 彌榮通石條 電話安田二三九番
旅館 たるや 醬油組合前 一四二番
旅館 三福 警察署前 二七二番
旅館 山本屋 郵便局横 番外 三呼出
旅館 かめや 亀ノ浦海のホテル 二六六番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

日本で一番良い **マルキン醤油**

丸金醤油株式會社

本社 サヌキ小豆島苗羽
電話(安田)12番 120番

マルフネ醤油

船山醤油株式會社

本社 香川縣小豆島苗羽
電話代表(安田)45番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Visiting Showa CPH
Showa-machi, Takamatsu city

Reiko Mori

27 January 1951

This CPH is located in the Showa Primary School and the principal serves as the part time manager. There are no facilities nor equipment for the use of the CPH in this school building except about 500 books on the shelves at the back in a class room, and a few things for playing such as a ping-pong set, a ball, three sets of Shogi (Japanese chess) and a pack of playing cards.

I had heard Mr. Yoshino, the city education official, saying people in Showa-machi school district are pretty active in spite of the poor condition, and I recognized, when I met the women there, that they are eagerly wishing to improve themselves through the CPH activities.

Activities

They have six departments and the following show some of their activities done last year.

Month	Subject		No. of participants
Education Department			
Jan	"Problems of mothers and children"	Lecture	46
Feb	"New Civil Code and our living"	Lecture	48
Jun	"Payment of taxes"	"	41
	"How to appreciate music"		
Oct	"Re essence of PTA"	"	39
Nov	"Re city administration"	"	53
Jul	"School sanitation"	"	48
Welfare Department			
Mar	Training course on home nursing		9
Apr	Visited Naruto to see the Naruto Tide (going around by motor boat)		38
Oct	Autumn field meeting		1000
Library Department			
Feb	Consultative meeting for preparation of "Reading Group"		10
Jul	Visit of the circulating library from Constitution Memorial Hall and Natco films were screened		200
Nov	Meeting of reading by turns (two novels written by Yukio Mishima)		35

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Industry Department

Dec	"Re planting of wheat in this year"	Lecture
	"Re problems of farm land"	
May	"Counter-measure for districts damaged by high tide"	"
Nov	Exhibition of the farm production	

General Department

Jan	Consultation about the plan for this year
May	Arrangement meeting regarding marriage consultation office, adult education course, reading group, etc.
Jun	The first meeting of the maintenance organization Collecting dues
Aug	Regarding management from now on

Assembly Department

The first public hearing meetings are held in April and May at six places and the second meeting in November at seven places.

Situation of using of the library

Jan	300 persons	Jul	380 persons
Feb	320	Aug	300
Mar	310	Sept	350
Apr	400	Oct	380
May	350	Nov	300
June	375		

Women

Four women had gathered to meet me. They were the members of Showa Women's Organization located in this school and CPH district.

We talked under the subject "A small organization based on interest and a big organization formed geographically". And they seemed to realize that if they change their organization to the small one of this kind, most of their problems such as the difficulties on collecting dues, having good number of attendants at meetings and electing officers every year will automatically be solved.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Dw
Ec

Visiting Citizens' Public Hall
Higashi-ueda-mura, Kita-gun, Kagawa Prefecture

Reiko Mori

18 Jan. 1951

Higashi-ueda-mura is a small village with 470 families and this is the only CPH without central or branch ones. The village people--the members of the youth organization, women's organization, teachers, students and officials--are using the CPH cooperating together. But for the people who live at Sugezawa, the northern part of the village about 400 meter higher, it is inconvenient to come over to the CPH. So the CPH plans programs for these people to perform at the branch school over there, and lent out books and films.

Manager and Shuji (officials)

The manager, Mr. Aoi, the head of village, is very enthusiastic so they say that it is one of th reasons why they could have a fine CPH. He is always looking after the CPH very carefully though this time he was not there because of village heads' meeting held on the same day.

Mr. Yamashita is the only person at present working just for the CPH. He is working from 1300 to 2200 because the students always use the hall, mostly the reading room in the afternoon and the youth organization in the evening.

Advisory Committee

The committee meetings are held nearly every other month. Among all committee members, there are only two women. One is Mrs. Aoi, the president of the women's organization, and the other a young women member of the youth organization.

--I made them a suggestion to recommend more women who are able to be the members if they give them chance.

Program

They plan a yearly program made separately for women, youth, PTA, culture and fine arts, visual and audio education, etc., having a consultation meeting at the end of every month about the following month's program.

Library

They have about 1000 books--about 600 were collected from all over the village through the lower secondary school students, about 200 were bought and other were presen ed from the village office stock. They have several kinds of papers. The students come to read every afternoon. Women are mostly borrowing out to read at home.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Building

The building of this CPH was built in February 1950. It is worth 240,000 yen, but actually it cost much lower because for the wood they used the trees from their own village woods which their ancestors had planted for their descendants. Giving thanks, they planted young shoots on the land from where they cut the trees out.

As for the grounds the shrine lent them free. They are planning to have a kitchen in the building for women's use at cooking course.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F.

685

Establishment of Kagawa Prefectural CPH Federation

February 3, 1951
M. Wada

On February 2, 1951 the representatives of all the CPH's in Kagawa Prefecture gathered at the Autonomy Hall, Takamatsu City. Representatives came from 44 communities (77% of all 61 cities, towns and villages in Kagawa)

The Kagawa Prefectural CPH Federation, which was pending, was established at this meeting. Its constitution was settled after discussion.

The officers were recommended:

President - Mr. Tomizen, Manager of Takamatsu CPH

Vice president - Mr. Okuma, Manager of Marugame CPH
Mr. Kawanishi, Manager of Noma CPH

These officers were recommended by the delegates of each gun and city and three committee members from each gun and city will be recommended and among them ten standing committee members will be recommended in February 1951. This federation will start on March 1, 1951.

The office will be in at the Social Education Section.

Tokushima, Ehime and Kochi have already established federations.

The four prefectures will establish the Shikoku federation to join the national federation.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(A)-765

Adult School Investigation at Marugame CPH

Received January 15, 1951

In order to make this newly opened CPH as the center of education and recreation, we have decided to open a course. We want to start from the subjects which attracts the most great number of participants.

Since we should prepare facilities and programs beforehand, we hope you will indicate your wishes on the following items. Mark and send this note to the Marugame CPH or the City Education Section.

Note: 1. Choose three subjects you wish to learn from among the following subjects and mark 1, 2, 3, on the chosen subjects. If you can not find out the subjects you wish to learn please write them on the space.

2. Choose three subjects which you think that most people would like to learn and mark A.B.C. and mark a, b, c, for the subjects which seems most necessary for the citizens.

3. Qualification of participants

Both sexes
Old and young
Those who graduated from the compulsory education.

4. Write down your wishes on time, day of the week, and hours.

Proposed subjects

Shorthand, abacus, bookkeeping; repairing of auto-bicycle and small-automobile; agricultural electricity, agricultural engineering, designs on round fans, designs on wooden handicraft, side jobs; foreign dress-making, knitting, child-care, nursing, nourishing and economical food, knowledge of electricity at home; national language, mathematics, English, philosophy, literature; Japanese poem, haiku, senryu, calligraphy, UNESCO movement; current topics, knowledge of laws for daily lives, politics, religion, economics, rationalization of small and medium enterprizes, public sanitation; music, foreign music, vocal music, Japanese music, Japanese dance, foreign dance, foreign paints, Japanese paints; social dance, square-dance, pingpoing, go and shōgi (chess), tea ceremony, flower arrangement, others.

Day of the week Sunday, Monday, Tuesday, Wednesday, Thursday, Friday, Saturday (Mark ○ around the days you wish)

Time Morning, afternoon, night, anytime (Mark ○ around the time you wish)

Hours How many hours do you think proper per one month.
Answer: hours

Marugame CPH

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

市民学校講座希望調査

新たに市民館にて市民生活の向上と結びつけ教養、娯楽の中にうるおいある為に講座を開くことになりました。つきましては皆様のご希望の多い科目から始めたいと思います。それには設置科目が合わせ申すのですから左記により御希望を御明白示教いたします。そして御記入の上は公民館又は市教育課へ御提出下さいませ。

一、左記種目の中、自分が受講希望する種目を三つ選んで、○印をつけて下さい。その外に種目は御自分でどしどし追加して下さい。

二、自分の一ばん行きたい講座の名前を三つ選んでA・B・Cの順位をつけて下さい。一般市民に多数希望されるのは、イ・ロ・ハと下さい。

三、受講者が範囲を広く募集する為には、希望日や時間を指定しない方が良いかも知れません。

四、各科目の時間数・曜日・時刻について御意見を記入して下さい。

時間数	一ヶ月に何時間位が適当でありますか。　　時間位。
時刻	午前。午后。夜間。いつでもよい。（　　）
曜日	日曜。月曜。火曜。水曜。木曜。金曜。土曜。（どれか二つ○で囲むこと）

洋裁。	編物。	育児。	家庭看護。	栄養的な家庭料理。	家庭電気機械の取扱い。	
国語。	数学。	英語。	物理。	文学。	和歌。	俳句。
川柳。	書道。	スポーツ運動について。				
時事問題。	日常必要な法律知識。	政治。	宗教。	経済一般。		
市公営の娯楽施設強化。	能率増進。	公民衛生。				
音楽一般。	洋風舞。	声楽（合唱法など）	和楽。（琴、尺八、三味線など）			
和洋踊。	洋舞踊。	洋画。	日本画。	版画。		
社交ダンス。	スケートダンス。	ピンポン。	囲碁。	将棋。		
その他。	映画。	その他。				

丸亀市公民館。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

Outline of Marugame CPH

Established - November 8, 1950
Opened - January 15, 1951
Place - 1, Otemachi, Marugame City

1. Opening ceremony of CPH

January 15,	1000 - 1200	Opening ceremony
	1300 - 1600	Adult ceremony
January 16,	1000 - 1200	Primary school children meeting
	1300 - 1600	Mothers meeting - Exhibition Lecture meeting
	1830 - 2100	Performance - Piano Dance Drama Solo
January 17,	1300 - 1500	Lower Secondary school students meeting Dance Drama
January 20,	0930 - 1230	Lecture meeting Discussion meeting

2.

Mayor	K. Mihara
Manager of CPH (kancho)	S. Okuma
Official (shuji)	S. Konishi
Non-official	K. Okuta
Employee	M. Shiose

CPH Advisory Committee - 25 (names omitted)

3. Facilities:

Total dimension - 2,000 tsubo
Total dimension of the building - 375 tsubo

4. Activities

a. Culture and Welfare Section:
1) Education - Regular course, lecture meeting, round-table conference, research study meeting, appreciation meeting, discussion meeting, exhibition, adult school.

2) Audio-visual - Movies, women's reading meeting, use of radio, circulating library, performance, story, kamishibai, exhibition, record concert.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3) Athletic and Recreation - Training course, contest, match, study meeting, leaders' training

b. Industry and Economical Section
Industry and Economics - Regular course, training course lecture meeting, exhibition, study meeting, encouragement of side-job, 4H club.

c. Women, youth and minors Section:
1) Youth and minors:- Increase of happiness, improvement of children's culture, children's association, students' association, youth class, leaders' training, commendation of excellent youth and minors' organization, children's club's training.

2) Women - Mother's meeting, women's club, daily-lives' improvement, leaders' training, improvement of home education

3) PTA - Liaison conference, adult class, leaders' training, training course, lecture meeting.

4) Others - Consultation on marriage

* * * * * * *

5. Charges of CPH

a. Big hall -	Day time (a day)	¥ 1,000
	Morning	500
	Afternoon	500
	Day and night	1,500
	Night	750
Small room -	Half day	200
	A day	400
	Day and night	600
	Night	300

b. Auditorium

The first hall -	Half day	200
	A day	400
	Day and night	600
	Night	150
The second hall -	Half day	100
	A day	200
	Day and night	300
	Night	150
A room -	Half day	50
	A day	100
	Day and night	150
	Night	75

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Regulations of Marugame CPH

Art 1. In order to achieve the purpose of Article 20 of the Social Education Law, a CPH shall be established in Marugame City.

Art 2. The name of this CPH shall be the Marugame CPH and its location is Ote-town, Marugame City. The mayor can establish branch CPH's in the city, if necessary.

Art 3. The mayor shall supervise the CPH. The expenses shall be covered by city subsidy, donations and other income.

Art 4. The CPH shall have the following staff members.

Manager (kancho)	1
Officials (shuji)	some
Clerks	some

Art 5. The CPH shall have a CPH Advisory Committee

Art 6. The maximum number of the CPH Advisory Committee shall be less than 25. The mayor shall appoint them.

Art 7. The term of the CPH Committee shall be two years and members may be reappointed. In special cases the mayor can discharge the CPH Advisory Committee. In case a vacancy occurs in the CPH Advisory Committee, the mayor can appoint a supplementary Committee member, whose term shall be the remaining period of his predecessor.

Art 8. Neither remuneration nor salary shall be paid to the CPH Advisory Committee, though, the actual expenses shall be paid according to another regulation.

Art 9. Another regulation for administrating CPH shall be set up.

Regulations for Using CPH

Art 1. Those who want to use the facilities of the Marugame CPH, have to be approved by the mayor in accordance with this CPH regulations.

Art 2. When the mayor gets an application for the use of the CPH, he shall ask the opinion of the manager (kancho) to decide whether to approve or not.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Art 3. The mayor can stop or cancel the use of the CPH when he thinks any of the following apply.

1. When the mayor approves that the building or facilities might be broken.

2. When the mayor approves that public peace might be put out of order.

3. Other cases which the mayor approves unproper.

Art 4. When the mayor thinks it necessary, he may approve the use of the CPH with some conditions attached.

Art 5. After getting the approval of the mayor, the person who uses the CPH can furnish it with some equipment.

Art 6. The charge shall be regulated in another regulation. The charges must be paid beforehand. However, in case the mayor approves for some special reason, deduction or a later payment shall be approved.

Art 7. The charges for the CPH shall never be paid back, except in the following cases:

1. When the CPH cannot be used for any reason not due to the responsibility of the borrower.

2. Before the borrower uses the CPH, his application or approval is cancelled.

3. Changes of use were approved for due reason.

Art 8. Any borrower must return the place of the CPH he used, as soon as he finished it. Other wise, Mayor can collect expenses for covering it.

Art 9. Any person who damages the building or facilities has to cover the damage.

Art 10. The manager shall decide the by-laws to be approved by the mayor.

Art 11. The regulations shall be effective on the day of promulgation.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年十一月八日　設置
昭和二十六年一月十五日　開館

丸亀市公民館要覽

位置　丸亀市大手町一番地

電話（蓬萊閣　一六二番
　　事務室　〃　四九八番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館開館記念行事

日時	行事	要項	場所
15日 午前 10時—12時	開館式	○開式の辞 ○國歌 ○市長式辞 ○來賓祝辞 ○館長挨拶 ○閉式の辞	第一ホール
15日 午后 1時—4時	成人式	○主催者挨拶 ○成人証書授与 ○優良青年団表彰 ○來賓祝辞 ○適令者代表決意披れき	第一ホール
16日 午前 10時—12時	小学校こども大会	討議研究 斉唱 合唱	蓬萊閣
16日 午后 1時—4時	母親展示会 講演会	○主催者挨拶 ○模範母親表彰 ○母親に捧げる子供のことば ○決議 ○來賓祝辞	蓬萊閣
16日 午后 6.30—9時	藝能の夕	吹奏楽 和洋舞踏 ピアノ独奏 混声合唱 三曲合奏 寸劇 長唄	蓬萊閣
17日 午后 1時—3時	中学校生徒大会	舞踊 劇	蓬萊閣
20日 午前 9.30—12.30	講演会	公民館の本質と運営 郷土文化と公民館運動 鈴木健次郎先生 下村湖人先生	第一ホール
20日 午后 1時—3時	研究会 討議	講師中心の研究と討議	第一ホール

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

市長　三原勝英　富屋町

職員

職名	氏名	住所
館長（兼務）	大熊庄五郎	松屋町
主事	小西信敬	福島町
嘱託	木一男	御供所町
雇	塩瀬ミツエ	風呂町

運営審議会委員

役名	氏名	推薦母体
委員長	河野虎雄	文化団体
副委員長	永田照雄	学識経験者
仝	赤沢ミツエ	小学校長
文化厚生部長	塩田和一	文化団体
仝　副部長	藤井孝太郎	体育団体
婦人青少年部長	竹本調治郎	市議会議員
仝　副部長	小橋綾子	婦人団体
産業経済部長	鎮西麻吉	市議会議員
仝　副部長	伏見豊次	商工団体
	伊藤博一	労働団体
	藤田協	民生（兒童）委員
	藤田茂	学識経験者
	平田竹市	農民団体
	石川正韶	青少年団体
	俣野全丸	仝
	野村修	保健衛生
	大西又吉	市議会議員

施設

野藤金一	仝
大西修二	学識経験者
三谷シマエ	婦人団体
新名栄吉	高校PTA
進井敬治郎	中学校仝
入江祐吉	小学校仝
小島英一郎	高等学校長
大西正雪	中学校長

敷地総面積　二、〇〇〇坪

建物総坪数　三七五坪

内訳

第一ホール	九六・〇〃
館長兼応接室	五・〇〃
事務室	七・五〃
小使室宿直室	一四・〇〃
倉庫	六・〇〃
物置	二・〇〃
第一会議室	一〇・〇〃
第二会議室	一〇・〇〃
便所	六・〇〃
第二ホール	七〇・〇〃
婦人図書室	一七・〇〃
蓬莱園大広間	六四・〇〃
〃　小間	三〇・〇〃
附属舎宅	一七・五〃

庭園其他　一、六二五坪

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

事業概要

部別	文化厚生部			産業経済部	婦人青少年部			
種別	教養関係	視聴覚関係	体育レクレーション関係	産業経済関係	青少年関係	婦人関係	PTA関係	其他
事業	定期講座。講習会。講演会。座談会。調査研究会。鑑賞会。討議会。史料展示。市民学校。	映写会。婦人読書会。ラジオ利用。巡回文庫。芸能。童話。紙芝居。展示会。レコードコンサート。	講習会。練習会。競技会。対抗試合。研究会。指導者養成。	定期講座。講習会。講演会。展示会。調査研究会。副業奨励。四Hクラブ。能率増進。	福祉増進。保護育成。兒童文化向上。こども会。生徒会。青年学級。指導者養成。優良青少年団体表彰。こどもクラブ育成	母親大会。婦人学級。生活改善。指導者養成。家庭教育改善	連絡協議会。成人学級。指導者養成。講習会。講演会。	結婚相談。

公民館使用料

一、蓬莱間	大広間	昼間(一日)	一、〇〇〇円
		午前	五〇〇〃
		午后	五〇〇〃
		昼夜	一、五〇〇〃
		夜間	七五〇〃
	小間	半日	二〇〇〃
		一日	四〇〇〃
		昼夜	六〇〇〃
		夜間	三〇〇〃
二、講堂	(第一ホール)	半日	二〇〇〃
		全日	四〇〇〃
		昼夜	六〇〇〃
		夜間	三〇〇〃
三、集会場	(第二ホール)	半日	一〇〇〃
		全日	二〇〇〃
		昼夜	三〇〇〃
		夜間	一五〇〃
四、小間	(会議室)	半日	五〇〃
		全日	一〇〇〃
		昼夜	一五〇〃
		夜間	七五〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

丸亀市公民館條例

第一條　社会教育法第二十條の目的を達成するために本市に公民館を設置する

第二條　この公民館は、丸亀市公民館といい丸亀市大手町に置く
必要に応じ市長は本市内に分館を置くことができる

第三條　この公民館は市長がこれを管理し、その経費は市費補助金寄附金その他の収入をもつてこれに充てる

第四條　この公民館に左の職員を置く
館長　一名
主事　若干名
書記　若干名

第五條　この公民館に公民館運営審議会委員を置く

第六條　公民館運営審議会委員の定数は二十五名以内とし市長がこれを委嘱する

第七條　公民館運営審議会委員の任期は二ケ年とする但し再任を妨げない
特別の理由があるときは市長は補欠委員を委嘱することができる
補欠によつて就任したものは前任者の残任期間とする

第八條　公民館運営審議会委員には報酬及び給料を支給しない
但し職務を行うために要する費用弁償は別に定める

第九條　公民館運営に関する細則は別に定める

丸亀市公民館使用條例

第一條　丸亀市公民館の設備を使用しようとするときは公民館長の承認を受けなければならない
ところにより市長の承認を受けなければならない

第二條　市長は使用の申請があつたときは公民館長の意見を聞き承認するかどうかを決定する

第三條　左の各号の一にあてはまるときは市長は使用を停止又は使用を取消すことがある
一、建物又は附属物等を毀損する虞があると認めたとき
二、公安を害する虞あると認めたとき
三、その他市長が不適当と認めたとき

第四條　市長は公民館の管理上必要ありと認めたときは條件を附して使用を承認することがある

第五條　使用者は市長の承認を経て特別の設備をすることができる

第六條　使用料は使用前に納付しなければならない
但し市長は特別の事由があると認めたときは減免又は後納せしめることがある

第七條　既に納めた使用料はこれを返さない但し左の場合にはその全部又は一部を返すことがある
一、使用者の責任でない事情により使用できないとき
二、使用前に使用申請を取消し又は使用の承認を取消されたとき
三、使用者が相当の事由あると認めたとき

第八條　使用者は使用を終つたとき使用承認を取消されたときは使用場所を現状に復して返さなければならない
前項の義務を使用者が履行しないときは市長はこれに要した費用を使用者から徴収することができる

第九條　使用によつて建物及附属物等に損害を生じたときは使用者はその損害を賠償しなければならない

附　則

第十條　この條例の施行について必要な事項は館長がこれを定め市長の決裁を経る

第十一條　この條例は公布の日からこれを施行する

公民館使用料ハ第貳下段ニ掲載ス

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

丸亀市公民館敷地及建物平面略圖

敷地総坪 2000坪　　建物合計 375坪

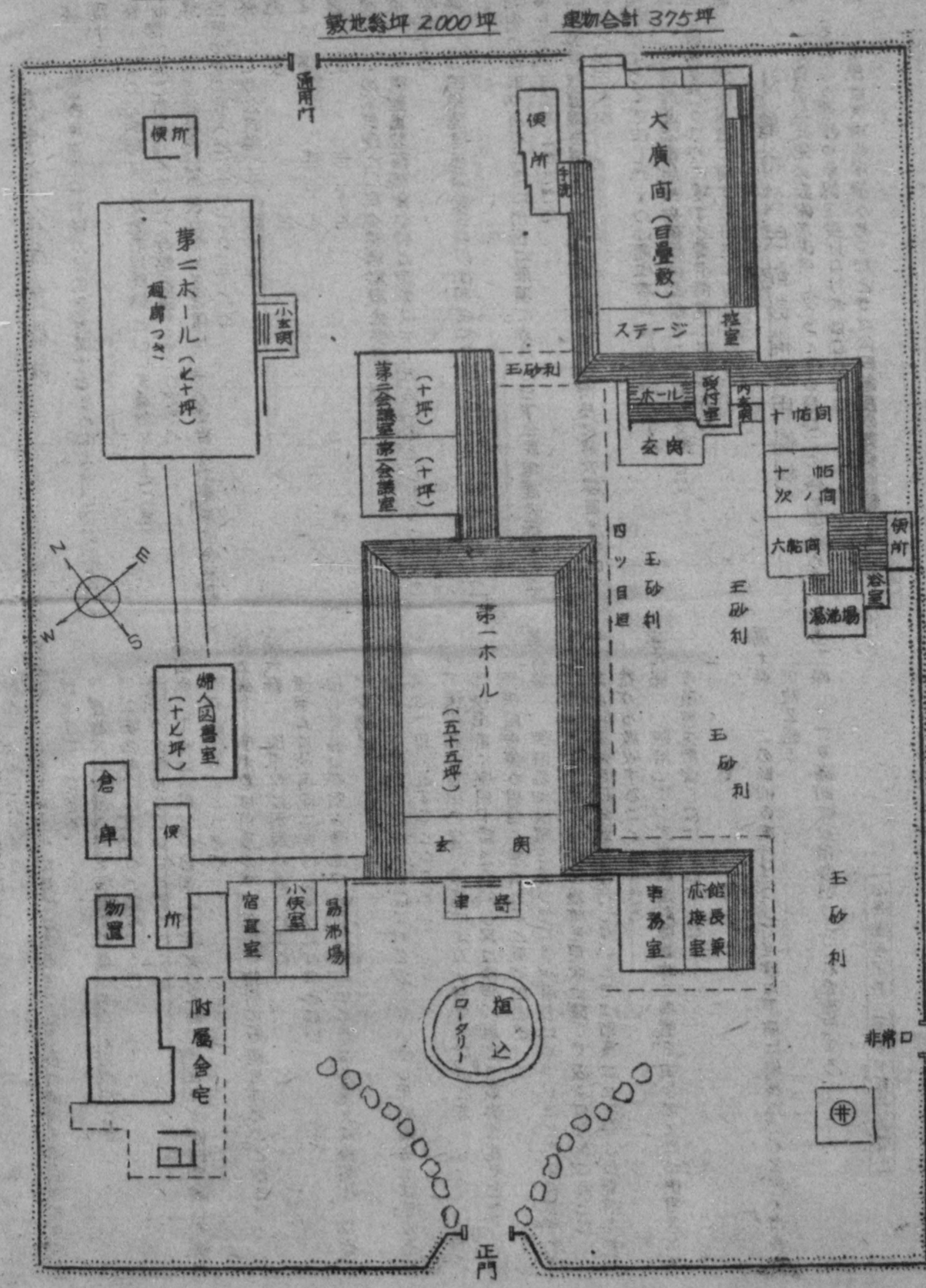

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F

685

13 December 1950

Minutes of Preparation Meeting for Formation of City, Town, and Village CPH Liaison Consultative Conference, Kagawa Prefecture

Promotor, manager of Higashiueta-mura CPH called the preparation meeting for formation of CPH Liaison Consultative Conference at the Autonomy Hall, Goban-cho, Takamatsu city on 13 December 1950, from 1030.

1. Attendance:

Mr. Kawanishi, manager of Noma-mura CPH, Shozu-gun
Mr. Hirama, shuji of Kitaura-mura CPH, Shozu-gun
Mr. Suzuki, shuji of Zota-mura CPH, Okawa-gun
Mr. Furukawa, asst manager of Ishida-mura CPH, Okawa-gun
Mr. Onishi, manager of Kozai-cho CPH, Kagawa-gun
Mr. Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH, Kita-gun
Mr. Yamashita, shuji of Higashiueta-mura CPH, Kita-gun
Mr. Fukui, manager of Yamanouchi-mura CPH, Ayauta-gun
Mr. Yada, shuji of Takigawa-mura CPH, Nakatado-gun
Mr. Kushida, principal of Tobu Primary School, Zentsuji-cho, Nakatado-gun
Mr. Omori, manager of Ichinotani-mura CPH, Mitoyo-gun
Mr. Tomiyoshi, manager of Takamatsu City CPH
Mr. Sugino, shuji of Social Education Section, Prefectural Board of Education

2. Opening:

Mr. Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH took the place of chairman (shikaisha) and called the meeting to order at 1030, on 13 December 1950.

3. Self-introductions:

By a motion presented by the chairman (shikaisha) and by agreement of all participants, each participant introduced himself.

4. Selection of chairman (gicho)

Chairman (Shikaisha)

Please select a chairman (gicho) for today. How shall we select a chairman, by election (voting), by recommendation, or what?

(Translator's note: Shikaisha is an operator of a meeting, and gicho is a chairman in actual meaning.)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Mr. Omori, manager of Ichinotani-mura CPH

Voting is a democratic way, but since the participants are few in number, I think we'd better recommend a chairman.

(All members agreed with this opinion)

Chairman (shikaisha)

I decided to recommend a chairman, for I have agreement from all the members. I recommend Mr. Fukui, manager of Yamanouchi-mura CPH for the chairman, as he is a president of City, Town, and Village Association in the Prefecture, and I think he knows the members well.

(All members agreed with his opinion)

Chairman (shikaisha)

Then, I ask Mr. Fukui to act as a chairman in the meeting.

Now, for a few word about Mr. Sugino, shuji of the Prefectural Social Education Section. He is not a member of the Preparation Meeting for the Formation of the CPH Liaison Consultative Conference. I asked him to attend this meeting so that we can ask about the situation in the other prefectures.

5. Installation of chairman

Chairman (Gicho)

I am Mr. Fukui, recommended right now. I will act as a chairman, today.

6. Subjects presented

a. Formation of City, Town, and Village CPH Liaison Consultative Conference in Kagawa Prefecture.

b. Counter-measure for an increase in national and prefectural subsidies for expenses of construction, equipment, administration, etc. of CPH's.

c. National subsidy for officials of CPH and security of their status.

d. Exemption of taxes for various machines and equipment bought by CPH's.

e. Holding a Kagawa Prefecture CPH's Meeting.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

7. Proceedings:

Chairman

I will now present the first subject about formation of Kagawa Prefecture City, Town, and Village CPH Liaison Consultative Conference. I think you know the reason for this subject by the notification sent you before. So please consider how to form it.

Mr. Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH

I will state my opinion. For A plan, select representatives from the Social Education Study Meetings of each gun and city. And for B plan, select a representative from each gun and city, considering CPH's in each city, town, and village, a member.

Chairman

A plan and B plan were announced by Mr. Aoi of Higashiueta-mura. Please consider which is better.

Mr. Omori, manager of Ichinotani-mura CPH

A plan is seems to be an ideal one, for its object is all cities, towns and villages. But I think actual activities cannot be carried out so actively.

Mr. Tomiyoshi, manager of Takamatsu City CPH

- In order to promote actual activities, the B plan will be better than the A plan, as Mr. Omori said. But thinking of the number of CPH's in gun and cities, and to have prefecture and government officials understand, I think the A plan will be better, for the A plan has an organizational strong power. I would like to ask Mr. Sugino of the Social Education Section about the number of CPH's in gun and cities.

Mr. Sugino, shuji

I will answer the question. There is respectively one CPH in seven villages of Shozu-gun, eight villages of Okawa-gun, two villages of Kita-gun, six villages of Kagawa-gun, six villages of Ayauta-gun, eleven villages of Nakatado-gun, thirteen villages of Mitoyo-gun, Takamatsu city and Sakaide city. We have CPH's in 55 cities, towns, and villages, and together with branches, there are 76 CPH's in the prefecture.

Chairman

Both A and B plans have merits and demerits. I think it will be

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

better to form the conference by the A plan and carry out actual activities by the B plan chiefly.

(No objection. They agreed with him)

Chairman

The first subject was decided as I have said now.

Chairman

Next, please select members of the preparation committee to draft the constitution and to take care of the liaison for the next meeting.

Mr. Hirama, shuji of Kitaura-mura CPH

How many members shall we have for the preparation committee?

Mr. Onishi, manager of Kozai-cho CPH

Three members will be enough, I think.

(They agreed)

Chairman

I will decide number of members as three.

Mr. Yada, shuji of Takigawa-mura CPH

I think we had better ask managers of superior CPH's--Noma-mura, Higashiueta-mura, and Takamatsu city CPH--to be members of the Preparation Committee.

(They agreed)

Chairman

I will ask Mr. Kawanishi, manager of Noma-mura CPH, Mr. Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH, and Mr. Tomiyoshi, manager of Takamatsu city CPH to be the members of the preparation committee, and I will ask Mr. Sugino of Social Education Section to help the members for convenience sake of office affairs and liaison.

Chairman

Time has passed. And thinking of the contents of the other subjects, I think it shall be suitable to discuss them after the preparation committee is formed.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Mr. Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH

Now, I am presenting a motion. I heard that the prefecture is now preparing the budget for the 1951 fiscal year. I think we had better petition for an increase in the budget for CPH's in the name of today's meeting.

Chairman

What do you think about this opinion?

(They agreed)

Chairman

We will made the petition, for all the members agreed with it.

Mr. Aoi

I made a draft. So I will read it from now on.

Mr. Aoi read the draft (attached paper) and they agreed with it.

Chairman

I have decided to petition according to the draft.

Chairman

Now, let us close the meeting.

1330

We hereby certify that the above minutes are correct and accurate.

s/ Torasaburo Fukui, manager of Yamanouchi-mura CPH seal
s/ Mizuho Aoi, manager of Higashiueta-mura CPH seal

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Petition concerning establishment, administration and improvement of city, town and village CPH's in Kagawa Prefecture

In order to construct the cultural and peaceful country that is the slogan of the new democratic Japan, much depends upon education, fundamentally. For the above purpose, epochal improvement of social education was strongly requested as well as the perfection of school education, and at last, the Social Education Law which had been long waited for was promulgated on 10 June, 1949. In the Law, the establishment and administration of city, town and village CPH's are provided strongly and especially, as a main body of social education activities. In order to realize the spirit of the Social Education Law and to expect improvement and perfection of CPH's, we concluded that the following are absolutely necessary matters to operate CPH's, as a result of study and discussion at the Kagawa Prefecture City, Town, and Village CPH Liaison Consultative Conference held in Takamatsu city on 13 December 1950. By reason of the above, we hereby petition concerning its realization. We beg your special arrangement for these matters.

1. Increase of prefectural subsidies for establishment and administration of city, town and village CPH's.

The situation of establishing CPH's in Kagawa Prefecture is in very low tone in comparison with that of other prefectures in Japan. According to an announcement of a survey as of 1 June 1949, made by the Social Education Bureau of the Ministry of Education, there are only 31 CPH's among 166 cities, towns and villages in Kagawa Prefecture. This percentage is 19.8% and the 37th in 46 to, do, fu, and prefectures. In comparison with 90.6% of Fukuoka Prefecture, it is surely in very low tone. We think that the value of administration should be displayed and improvement of local autonomy, industry, and culture should be added by the establishment of CPH's that are central and chief bodies of social education. From these view-points, we request immediate and special measures concerning the promotion of CPH's establishment as a fundamental measure of administration of this prefecture. We think the budget for CPH activities for the 1950 is ¥ 410,000 in this prefecture. This figure means about ¥ 2,500 for each city and village. In this circumstance, it will be very hard to expect epochal improvement of cultural and industrial Kagawa Prefecture, getting rid of present activities.

We earnestly want to increase the budget only during a very short period--until the establishment and administration of CPH's start smoothly. We petition that consideration be paid to the budget concern-

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ing CPH's in the Social Education budget for 1951. Below is a desirable figure for the CPH budget for 1951.

2. Matters concerning policy of guidance of social education in Kagawa Prefecture.

Thinking of the present condition where social education activities in cities, towns and villages should be operated based on the spirit of the Social Education Law, having CPH activities as main bodies of social education, please consider about CPH's in the fundamental policy of social education guidance in Kagawa prefecture.

* * * * *

Desirable Figure for CPH Budget for 1951

Total amount of budget for CPH's.....	¥ 9,374,000	
Subsidy for establishment of CPH's..... (for 110 city and villages where there is no CPH. ¥20,000 each)	¥ 2,200,000	
Subsidy for equipment and facilities..... (for 166 cities, towns and villages. ¥10,000 each)	1,660,000	
Subsidy for fundamental activities.....	1,494,000	
Subsidy for CPH Adult Education Training Courses..	¥332,000	¥2,000 each
Subsidy for CPH Youth Training Course.....	830,000	¥5,000 each
Subsidy for CPH Women's Training Course.....	332,000	¥2,000 each
Subsidy for officials..... (for 166 cities, towns and villages. ¥20,000 per shuji, per CPH)	3,320,000	
Subsidies for CPH improvement.....	700,000	
Subsidy for Kagawa Prefecture City, Town, and Village CPH Liaison Consultative Conference.....	¥ 100,000	
Subsidy for Gun and City CPH Liaison Consultative Conference (for 10 gun and cities, ¥ 50,000 each).....	500,000	
For commendation of superior CPH's (10 CPH's).....	100,000	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十二年十二月十三日

香川縣下市町村公民館
連絡協議會總準備會

會議錄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川縣下市町村公民館連絡協議會結成準備會會議錄

茲起人東植田村公民館長は昭和二十五年十二月八日附を以て同月十三日午前十時三十分香川縣下市町村公民館連絡協議會結成準備委員會を高松市之番町自治會館に招集す

一、出席者左の如し

小豆郡 苗羽村公民館 河西館長
小豆郡 北浦村公民館 平間主事
大川郡 造田村公民館 鈴木主事
大川郡 石田村公民館 古川副館長
香川郡 香西町公民館 大西館長
木田郡 東植田村公民館 青井館長
木田郡 東植田村公民館 川下主事
綾歌郡 山内村公民館 福井館長
仲多度郡 龍川村公民館 矢田主事

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

大川郡石田村公民館　古川副館長
香川郡香西町公民館　大西館長
木田郡東植田村公民館　青井館長
木田郡東植田村公民館　山下主事

綾歌郡山内村公民館　福井館長
仲多度郡龍川村公民館　矢田主事
仲多度郡善通寺東部小学校　櫛田校長
三豊郡一ノ谷村公民館　大森館長
高松市公民館　富善館長
縣教育委員會社會教育課　杉野主事

一、開會

十二月十三日午前十時三十分東植田村公民館青井館長司會者となり
香川縣下市町村公民館連絡協議會結成準備委員會開催を告ぐ

一、自己紹介

司會者の動議により全員讃成の意見により先づ司會者より
順次自己紹介をなす

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

「議長選出

司會者「それでは本日の會議の議長を選出して下さい尚議長選出の方法は選擧(投票)によるか推薦によるか其の他如何なる方法によるかお計します」

大森館長「民主的方法は投票にした方がよいのでせうが少人數ですから推薦にしたらよいと思います」　全員贊成の聲起る

司會者「全員の皆様の御贊動を得ましたので議長選出は推薦による事と致します。尚綾歌郡山内村公民館長の福井七ノ人は縣市町村會長をなさつて居られるのでお知合の方も多い事と存じ本日の議長七ノ人をお願い致したらと思います」　全員贊成の聲起る

司會者「それでは福井七ノ人に本日の議長をお願い致します」

司會者「尚一言申し上げて置ますが縣社会教育課の杉野主事七ノ人は本連絡協議会の結成準備委員ではなく他縣の模様等お聞する為に御臨席願つたのであります」

「議長就任

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ます」　全員賛成の聲起る

司會者「それでは福井さんに本日の議長をお願い致します」

司會者「尚一言申し上げて置きますが縣社会教育課の杉野主事さんは本連絡協議会の結成準備委員ではなく他縣の模様等お聞する為に御臨席願ったのであります」

一、議長就任

議長「私が只今御推薦下さいました福井です本日の議長を務めさしていただきます」

一、提出議題左の如し

1、香川縣市町村公民館連絡協議會結成の件

2、公民館建築費施設費運営費等に対する國庫及び縣費補助増額対策の件

3、公民館職員に対する國庫補助並びに身分保証の件

4、公民館で購入する各種機具資材等に対する物品税の免除に関する件

5、香川縣公民館大會開催の件

一、議事事件左の如し

議長　第一号議案香川縣市町村公民館連絡協議會結成の件を上提致します

尚提案理由等は通知成によりよくお分りの事と思いますのでどういう方法で結成

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

するかについて御審議願います

青井東植田村公民館長「それでは私の意見を申し上げます

A案として各郡市毎の社會教育研究會より代表者を選出する方法

B案 各市町村の公民館を一會員として各郡市より代表者を選出する方法」

議長「只今東植田村の青井せんよりA案とB案と二つ非の方法が発表されましたがどちらがよいか御検当願います」

大森一谷村公民館長「A案は縣下の全市町村を對象として居るので理想的のやうに思われるが実際活動部面では活発に行へないと思います」

富善高松市公民館長「実際活動を推進して行くにはお説の通りでB案の方がよいのですが各郡市毎の公民館の設立數とか又縣及為政者の理解を深める為には大きな團体の力即A案がよいかとも思います尚社會教育課の杉野せんに各郡市毎の公民館數をお聞きします」

杉野主事「只今の御質問にお答致します、小豆郡七ヶ村、大川郡八ヶ村、香田郡二ヶ村、香川郡六ヶ村、綾歌郡六ヶ村、仲多度郡十一ヶ村、三豊郡十三ヶ村と高松市及坂出市

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

[illegible]

富善高松市公民館長「実際活動を推進して行くにはお説の通りでB案の方がよいのですが各郡市毎の公民館の設立數とか又縣及為政者の理解を深める為には大きな團体の力即A案がよいかとも思います尚社會教育課の杉野せんに各郡市毎の公民館數をお聞きします」

杉野主事「只今の御質問にお答致します、小豆郡七ヶ村、大川郡八ヶ村、香川郡二ヶ村、香川郡六ヶ村、綾歌郡六ヶ村、仲多度郡十一ヶ村、三豊郡十三ヶ村と高松市及坂出市各一で縣下全部で五十五市町村に設立され分館を合せて七十六館といふ現状です」

議長「A案B案ともに長一短ありまとまりにくいと存じますのでA案で結成致して実際活動はB案の方が主になり行ふといふ方法がよいかと思います」

異議なし贊成〳〵の聲起る

議長「異議案は只今申し上げた通り決議致します」

議長「次に規約案の起草とか次回の連絡等のために準備委員を御選任願います」

平間北浦村公民館主事「準備委員は何名ですか」

大西香西町公民館長「三名位でよいと思います」

贊成の聲聲る

議長「委員の數は三名と致します」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

矢田龍川村公民館主事「委員には優良公民館の首脳、東植田、高松の各公民館長さんに
お願い致したらよいと思います」

賛成〳〵の聲あり

議長「それでは首脳村の河西館長さん、東植田村の青井館長さん、高松市の富善館さん
の三名に準備委員をお願いします。尚事務や連絡の都合上社会教育課の杉野さん
にお手傳い願うことに致します」

議長「時間も相当経過致しましたし議題の内容から申しても二号議案以下は連絡
協議會結成方に致した方が適当とかと思いますのでお討致します」

全員議長の意見に賛成

東植田村青井館長「次に動議として申し上げますが縣では既に二十六年度の予算を編製中
とか承って居りますので今日の會の名に於て公民館費の増額方を陳状致したらと思います」

議長「只今の問題如何ですか」

賛成〳〵の聲起る

議長「全員賛成により陳状することに致します」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全員議長の意見に讃成

東植田村青井館長「次に動議として申し上げますが縣では既に二十六年度の予算を編製中とか承って居りますので今日の會の名に於て公民館費の増額方を陳状致したらと思います」

議長「只今の御意見如何ですか」

讃成〳〵の聲起る

議長「全員賛成により陳状することに致します」

青井館長「それでは私が原案を作製致して居りますから朗讀致します」

朗讀（別紙添付）

原案賛成の聲起る

議長「原案により陳状致すことに決定致します」

議長「以上を以て本日の會を閉會致します」

午時午後時三〇分

右會議録の顛末を記載し其の相違なき事を証するため署名す

昭和二十五年十二月十三日

議長（山内村公民館長）福井虎三郎

（東植田村公民館長）青井瑞穂

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川縣市町村公民館設置運營振興に関する陳狀書

新しい民主日本再建の目標である 文化國家 平和國家建設の爲にはその根本に於て 教育の力に俟つこと極めて大であります。

この爲には 學校教育の充實と共に 社會教育の更期的振興が強く要請されて ついに多年待望の社會教育法が昭和二十四年六月十日公布施行となりました。

その法には社會教育活動の母体として市町村公民館の設置運營が特に強く規定されてゐます。

社會教育法に於けるこの精神を具現し 公民館の充実發展を期する爲 昭和二十五年十二月十三日 高松市に於ける 香川縣市町村公民館連絡協議會に於て 研究討議の結

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

果左記事項が公民館運営上に於ける必須の要件であるとの結論に達したので　その實現方に関し特に請願する次第格別の御取計を以て何卒宜敷御依頼申上げます。

記

一、市町村公民館設置運営費縣費補助増額の件

香川縣下の公民館設置狀況は全國的に見て極めて低調であり昭和二十四年六月一日現在文部省社會教育局調査発表によると香川縣一六六市町村の内　公民館を有する市町村数は僅かに三十一であり比率で表せば十九、八%　全國四十六の都道府縣中第三十七位で福岡縣の九〇、六%に比すれば極めて低調であります。

社会教育の中心母体たる公民館設置により　地方の自治産業文化の振興は圖られ且つ行政施策の裏付となりて　眞に行政の價値が発揮されるものと存じます。かゝる観点から本縣行政施策の根幹として公民館の設置促進に関し緊急特別の行政處置を要請致しま

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十 本縣に於ける公民館活動に對する昭和二十五年度縣予算は約四十一万圓と存じますが一町村當り二千五百圓程度の狀況では 現在活動の域を脫して文化香川産業の飛躍的發展を期することは困難と存じます

公民館設置運營が斬道に乘る極く短期間實的縣費予算の増額を切望致します

昭和二十六年度新豫算に於て香川縣社會教育費中公民館関係予算に重点を置き予算討上されんことを歎願致します

尚左記の通り昭和二十六年度公民館関係縣費予算を請願致します

記

一、香川縣社會教育指導方針に関する件

市町村の社會教育活動は 社會教育法の精神により公民館活動を社会教育の母体として 運営する現狀に鑑み 香川縣に於ても社會教育指導の根本方針に於て 公民館を重点的に取扱下さい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館経予算額　金九三七四〇〇〇〇円

内訳

目	金	摘要
公民館設置費補助	二二〇〇〇〇	一ケ町村二〇〇〇〇円にて公民館未設置二〇ケ町村分
備品及施設費補助	一六六〇〇〇〇	一ケ町村一〇〇〇〇円にて一六六ケ市町村分
公民館主事一人二〇〇〇〇円にて一六六ケ市町村分		
職員費補助	三三二〇〇〇	公民館成人講座費補助一町村二〇〇〇円にて三三ケ町村分
基本的事業費補助	一四九四〇〇	公民館青年講座費一町村九〇〇〇円にて八三ケ町村分
		公民館婦人講座費一町村三〇〇〇円にて三三ケ町村分
公民館振興費	一〇〇〇〇〇	香川県市町村公民館連絡協議会補助一〇〇〇〇円
		郡市公民館連絡協議会補助一郡市一〇〇〇〇円にて一〇郡市分
	二〇〇〇〇	優良公民館表彰費一〇ケ所分

昭和三十五年十二月　日

香川県市町村公民館連絡協議会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Takamatsu City CPH 15 Sep. 50

居石正文氏 40才位 Personnel

高松経専卒業 モト松浦建設工業在勤. 1947年4月 高松市議ニ当選

市議会 教育部ノ常任委員 委員長. 市社会教育委員.

縣社会教育委員 縣図書館協会長 市二番町青年団長

家業 タバコ小賣店. 洋裁店.

文化 運動ニ興味ヲ有シ

市会議員ニ当選後 教育部委員長トナリ、市ノ文化向上運動ノ一トシテ市立図書館或ハ公民館建設ノ必要ヲ感ジ. 自ラ主トナリテ奔走シ ~~[illegible]~~ 1949年2月旧野田産業ノ建築ヲ購入シ(市費)之ヲ改造シテ ~~[illegible]~~ 五番町ニ文化会館ヲ建設スレタ、文化会館ハ五月完成シ 兒童図書館トCPHニ充テラレタ ~~[illegible]~~ ~~兒童図書館ト市CPHトニ[illegible]用シテ[illegible]トガ[illegible]~~

今マデノ関係上居石氏ガコノ館長ニ就任ヲ余セラレタ. ~~今年10月~~ 併シ市議ガ市ノCPH及ビ図書館右ニ任ズルハ面白カラズトシテ ~~今年10月~~ 館ノ基礎ヲ仕上ゲテ今年10月退職シタ. 後任ニ大西氏ガ就任シタ.

1950年4月1日ヨリコノ館ハCPHト図書館トニ分レ、CPH長ニ家善氏. 図書館長ニ大西氏ガ就任シタ. 両氏ハ館長就任後5ケ月余経過シテヰルノデ. 現在ハ居石氏ノ方ガヨク知ツテヰル.

居石氏ハ乙ノポケットマネー

去年ノ年まー 〃 [illegible]

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館

館長　寄養家七氏　明26年生

帥本[illegible]　小学教長（ツル庄中、青、兼ム長）

25年4月1日 CPH長。

23年5月1日 立事トシテ 市 学事課社教係長

庶長一人

書記1　未補充　使丁1

図書館長

大西郁二郎　明23年

帥本郎　[illegible]教員　[illegible]市視学トシテ 13年9月

入市ニ高校市視学　学ム課長トシテ ―― 19年

11月マデ ‖ 11月総務課長改任 ‖ 21年 総務部長兼ム

22年7月民生部長 ―― 25年4月1日 図書館長

24年10月カラ本年4月マデ文化館長ヲ兼ムス。

24年5月頃設ケス

明26年

司書 | 大西　兵平　羽馬　馬部 | 4人

司書補 | 2人　美馬　[illegible]（共ニ女子）

使丁 | 1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

市本廳

石原秀隆氏 42才 市社教課長

24年10月1日設置

ソースデハ学事課ノ中ノ社教係ト

ヲ一代課長

ミテ[illegible]アリタ

→ 関西学院 文学部 社会学科

昭和21年市ニ就職 19年6月 税務課長 21年3月 会計課長 (収入役代リ)

22年7月 商工課長 24年10月 社教課長

社会教育主事

53才 昭29年

1. 増入 薫氏 25年9月1日就職 (小学校長) 松色ニテ退職

主事

2. 林尾 大正6年生 氏 中卒 庶務課 24年10月 電課ヘ 続都ニテ

主任

全般課ノ庶務 (課長代理)

本課

3. 視覚教育 (主任) 書記

高原健次郎 当中 大正11年生 23年11月 電課ヘ就任

4. 庶ニ名

文化会館

24年2月 改造 着工 — 5月完成 — 6月1日開館

25年4月 CPH トシタ

10月マデ 長谷 氏

両方ノ責任者ヲ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

美術館

24年1月市ニ折ニコロス.

24年11月3日開館. ~~25年1月~~ 24年12月28日 [illegible]

館長 市長.

明44.

技師 明石電一

美校図案科 昭9卒. 和歌山商工 [illegible]

先輩工業学校教工. 昭17年 高松工業研究所長.

昭21年退職. —— 24年12月28日 再就職 [illegible] 嘱任 [illegible]

5月1日付 技師ニ任ス

書記 加島請一. 大正6

丸中中. 高松百貨店. 大同工業美術社 [illegible] (世帯ニツキ)

~~[illegible]~~ 24年 [illegible] 美術館 嘱任. 美館建設委員会 嘱任

24年12月28日 書記 美館勤務.

庭 7名 松田 鈴木 他八女 [illegible] 佐野 [illegible]

[illegible] 諏訪. (女ハ看守 切符) 仕丁1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

高松市社会教育委員　昭24.11.30改選

24年任中

園田重広　四国新聞社々長

玉井達隆　市連合青年会長

朝田秋次　亀阜小学校長

上野忠誼　洋軽学位職

岡崎隆　一高長　高松農業共同組合長

野口裕　高松商工会議所理事

水野正義　~~[illegible]~~ 会工 弁護士

品川書記　市立図

大西郁二郎

◎猪木侑治　医師

小川篁　市議会教育委員会委員

○岳石正文　〃

小河旭　〃

太田宗二郎　〃

川野茂平　〃

○前川とみえ　高松婦人協議会々長

沖身洗静子　〃 文化部長

大塚家きぬ恵　四書丁校 母の会々長

秦健雄　栗林小 榊中 PTA会長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Monthly Activities Report for September, 1950

Takamatsu City CPH

Classification	Date	Sponsor	No. of Participants	Subject and reaction
Information				
Central Information Meeting	16	City Information Committee	120	Re new tax system. Questions were brought up eagerly
Education				
Sunday Training Courses	3,10,17	Takamatsu City	20,30,42	Children's illnesses; Meaning of life; Tourist activities
Training courses for players of kamishibai	4,5	Prefectural Board of Education	120 each	Guided players of kamishibai educatively
Tax traing courses	13,18	National Tax Bureau	80 each	Participants had the courses very seriously
Training course of Japanese language	14	Japanese Language Study Association	151	Re new education of Japanese language
Bone-setting training course	17	Bone-setters' Union	120	Licence training course of qualification
Movies' meetings	1,9	Takamatsu City	220 each	CIE films
Announcement meeting of dramatic performance	3,4,5	Dramatic performance study room	100 each	Announcement meetings of new play
Lecture meeting for election	2,10	Mr. Hotta (City Assembly) Mr. Kaneko (Governor)	205 each	Announced their political opinions

Record concert	19	Takamatsu Seiko-kai	92	Symphony, and others
Lecture meeting on social situation	7	Yamakawa, a member of the City Assembly	200	Explanation of present social problems
Exhibitions	22-24	Takamatsu Science Love Association	2,000 each	Exhibition of science work of students of primary and lower secondary schools. It gave parents much interests.
Study meeting of flower arrangement	4,11,18 25	Sogetsu-style	10 each	Study on flower arrangement in Sogetsu-style
Lecture meeting	14	Seicho-no-ie (Translator's note: A kind of Religion)	120	Propagation of purpose of Seicho-no-ie
Lecture meeting	29	Purification Education	35	Re importance of purification education
Industry				
Lecture meeting of agriculture	20	Takamatsu City	145	Re gardening
Welfare				
Training courses	25-29	Takamatsu City	230	Training courses of knitting for traide

Others

Meian-way meeting and 9 others meetings
(Translator's note: Meian is one of the way of shakuhachi (bamboo-flute), Japanese musical instrument.)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Home Improvement

Training course of home cookings	2,3,19	Home Cooking Study Association Takamatsu City	150,150 20	Explanation and practics of home cookings. The courses ware welcomed by participants that they wanted to have it every month.

Condition of using the CPH

Field	Time of meetings	Number of participants	Daily average
Information	1	120	120
Education	27	8,400	311
Industry	1	145	145
Welfare	5	280	56
Home improvement	3	252	117
Others	10	190	19

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館月次報告（九月分）

高松市公民館

一、事業

部門	事業名	実施月日	主催者名	参加人員	内容及反響
弘報関係	中央弘報会	十六日	市弘報委員会	一二〇	新規制の周知 熱心に質問が行われた
教養関係	日曜講座	三日 十日 十七日	高松市	二〇 四二 二〇	子供の病気 人生のあじわい方 観光事業
	紙芝居講習会	四日 五日	県教委	一二〇 一二〇	業者と教育的に指導
	授務講習会	十三日 十八日	国税局	各八〇	極めて真面目な受講習振だった
	国語講習会	十四日	口語研究会	一五一	国語の新教育に就て
	接骨講習会	十七日	接骨組合	一二〇	資格認定の講習会
	映画会	一日 九日	高松市	各二二〇	C.I.E映画
	演劇発表会	三日 五日	演劇教室	各一〇〇	新作発表会
	送希慎説会	二日 十日	浜田市議 金子知事	各二〇五	此見発表
	レコードコンサート	十九日	高松市教育委員会	九二	ベートーヴン交響楽基他
	時局講演会	七日	小河市議	一〇〇	時局問題の解説

高松市立圖書館

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

映画会	九一日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
演劇発表会	二二日	演劇整理	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	一五日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	一五日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	一五日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	一六日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	一六日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	一六日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	一七日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	一七日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	一七日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	一八日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	一八日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	一八日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	一九日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	一九日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	一九日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二〇日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二〇日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二〇日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二一日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二一日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二一日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二二日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二二日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二二日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二三日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二三日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二三日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二四日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二四日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二四日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二五日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二五日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二五日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二六日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二六日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二六日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二七日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二七日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二七日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二八日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二八日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二八日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	二九日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	二九日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	二九日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	三〇日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	三〇日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	三〇日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							
映画会	三一日	高松市	各二二〇	C.I.E映画							
図書館の新秋に就て	三一日	図書館	各一〇〇	新作発表会							
巡回文庫	三一日	坂出文庫	各一〇〇	読書指導							

高松市立図書館

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館月次報告（九月分）　高松市立所

一、公民館利用状況

部門	会合回数	会合人員	一回平均
社会関係	一	一二〇	一二〇
教養〃	二七	八四〇	三一
図書〃	、	、	、
産業〃	一	一四五	一四五
体育〃	五	二八〇	五六
学生〃	三	二五二	八四
生活改善	一〇	一九〇	一九
其ノ他			

高松市立図書館

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

304

F 683 Rus D

MAINICHI 15 Aug. 1950

Return of 1

Marugame municipal authorities have unofficially decided to purchase a part of the former Japanese Army Officers' Quarter at the cost of 3-million yen for the purpose of making it a citizens' public hall.

The municipal authorities will request the approval of the municipal assembly for making budget of 950,000 yen. It will become the centre of the social education in Marugame.

By Kimura, 16 Aug.